

第3期

吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画

吉岡町成年後見制度利用促進基本計画

吉岡町再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

吉岡町・社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会

はじめに

令和 8 年 3 月

吉岡町長

はじめに

令和8年3月

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
会長

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向	4
3 地域福祉とは	6
4 計画の位置づけと計画の期間	8
5 計画の策定体制	12
第2章 吉岡町の現状	15
1 人口および世帯等の状況	15
2 要支援者等の状況	17
3 地域福祉活動の状況	19
4 住民アンケート調査結果	21
5 住民福祉座談会	32
6 第2期計画の振り返り	37
7 課題の整理と今後の方向性	42
第3章 計画の基本理念と基本目標	48
1 基本理念	48
2 基本目標	49
3 施策の体系	50
第4章 施策の展開	53
基本目標1 地域や福祉への関心を高める	53
基本目標2 いきいきと暮らせる地域をつくる	59
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる	64
基本目標4 切れ目のない支援体制をつくる	70
【吉岡町成年後見制度利用促進基本計画】	77
【吉岡町再犯防止推進計画】	81
第5章 計画の推進に向けて	86
1 協働による計画の推進	86
2 計画の進行管理	87
資料編	90
1 計画策定の経過	90
2 吉岡町地域福祉計画検討委員会設置要綱	91
3 吉岡町地域福祉活動計画検討委員会設置要綱	93
4 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿	94

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、人口減少、少子高齢化の進行や経済活動の後退などにより、厳しい環境を迎えています。

このような様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

本町においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに悩む家庭の問題などが顕在化しています。

さらに、認知症の方や配偶者を高齢者が介護する老々介護、地域から孤立して子育てをする家族や、「8050問題」や「ヤングケアラー」など、深刻かつ複合的な課題を抱えている世帯も見られるようになりました。

これらの個人や家族で解決できない問題について、行政は様々な社会保障制度によってその生活を支援していますが、今後は地域の支え合い・助け合いの仕組みに地域の住民が自ら参加し、ともに支え合っていくことがより一層重要となっていきます。

さらに、これまで行政の分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障害者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対する包括的な対応力の強化について、住民によるボランティア活動、事業者によるサービスを含め、地域が一体となり暮らしやすいまちづくりを推進していくことで、持続可能な地域づくりを推進していくことが求められています。

本町では、令和3年3月に「第2期 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、「支えあい 地域つながる 町づくり ~笑顔あふれる助けあいのまち~」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウィルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第2期計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第3期 吉岡町地域福祉計画・吉岡町地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人权が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

○地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



3 地域福祉とは

「福祉」という漢字は、「福」も「祉」も、どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味します。

英語になると、「welfare(ウェルフェア)」という言葉になり、「well=よく」と「fare=生きる」が合わさった言葉で、「よりよく生きる」という意味となるそうです。

人それぞれ「しあわせ」の価値観は違います。他の人の「しあわせ」を自分の価値観で決めるのではなく、相手の声に耳を傾け一緒に考えること・認めることが、相手に対する「ふくし=しあわせ」につながっていきます。

そして、この「ふくし」という言葉をかみくだいて表したのが、「ふだんのくらしのしあわせ」です。特別なことだけでなく、日々の暮らしの中にある安心や喜びをともに作っていくことが、福祉を推進する上で重要なことです。



(1)社会福祉と地域福祉の違い

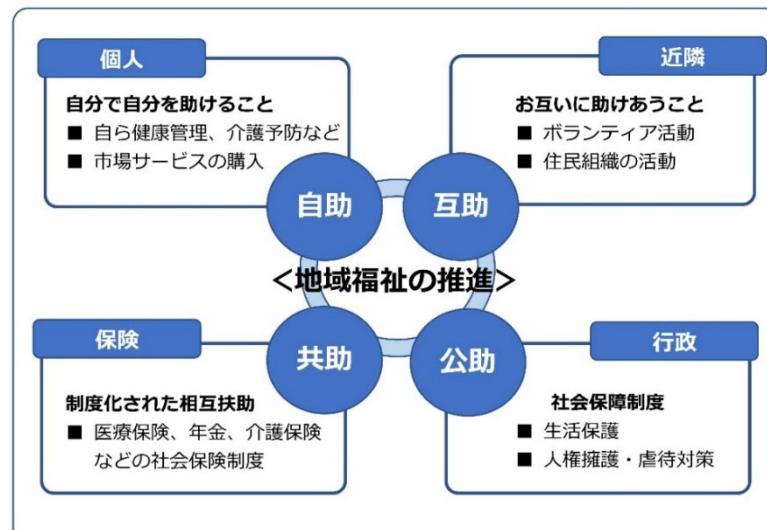
「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取組だけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取組の総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障害者、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、行政などが連携し、地域における様々な活動が活性化するとともに、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“ともに生き、支えあう社会”を実現しようとしています。

(2)4つの助(自助・互助・共助・公助)の考え方

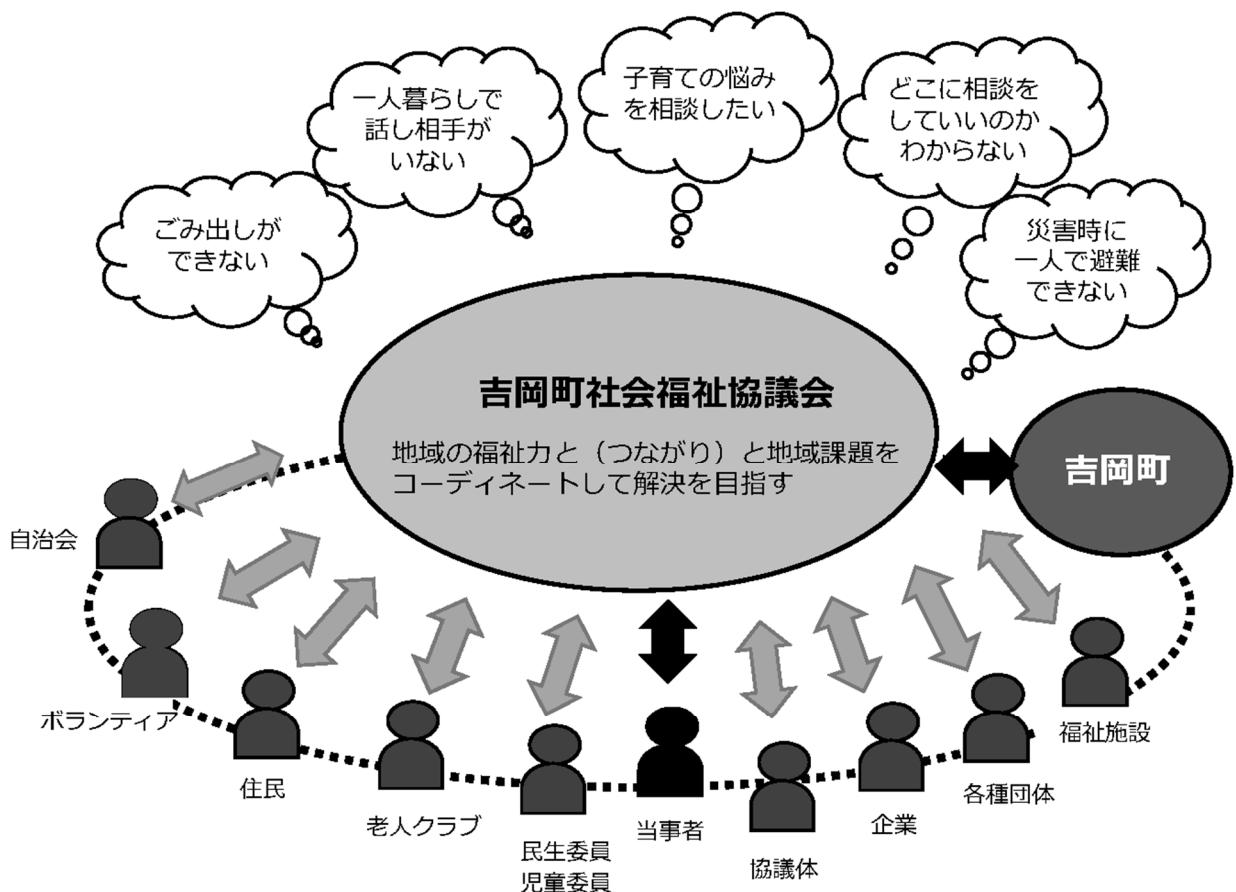
「地域福祉」を推進するためには、住民、自治会、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社協、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となります。そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。

○4つの助のイメージ図



(3)社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉活動の推進を住民とともに目指す組織です。個人や地域が抱える様々な生活課題の解決を住民とともに考え、支援し、地域共生社会の実現を目指します。地域に住む様々な人たちや活動している団体とつながり、生活課題が解決できるように「プラットフォーム※」の役割を意識し、活動を行っていきます。



※ プラットフォーム: 地域のつながりを支える土台を意味し、多様な主体が、自発的に参加する場を住民とともにつくっていくこと。

4 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠

住民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

- 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

- 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○社会福祉法＜第106条の5＞より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律＜第14条＞(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法＜第8条第1項＞（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会を中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることが可能となります。

○社会福祉法＜第109条＞より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

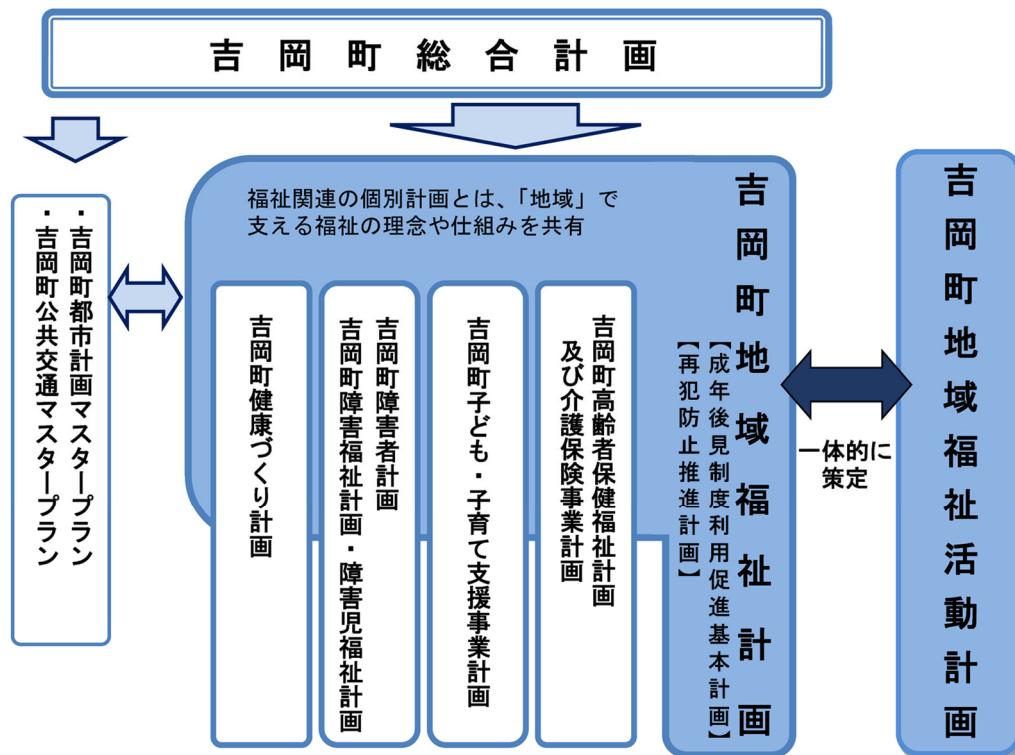
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)他の計画との関連

本計画は、本町の「吉岡町総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、住民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画(市町村計画)や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

○吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



(4) 計画の期間

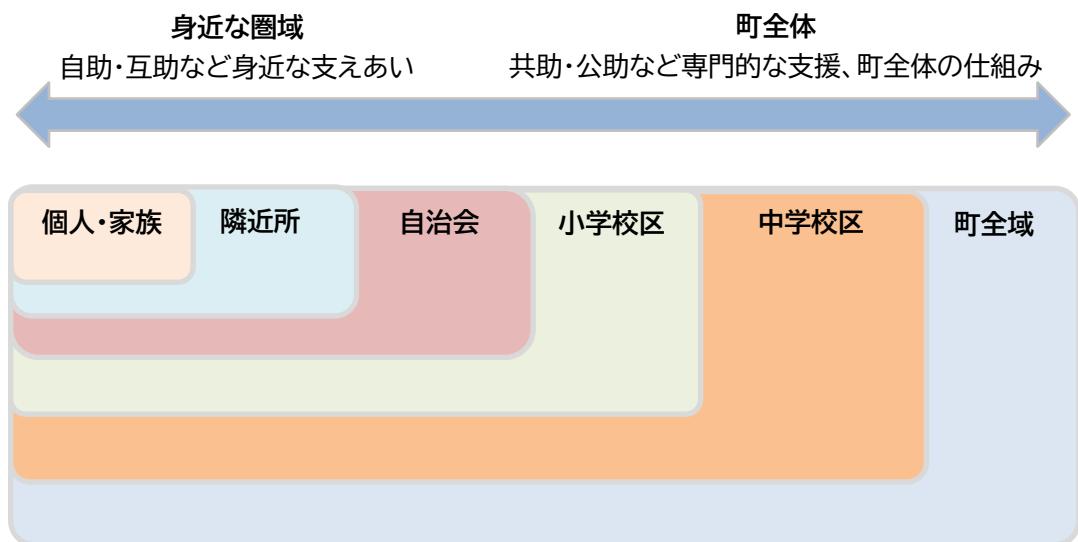
新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

(5) 地域福祉圏域の設定

「地域」のとらえ方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって、その時々で異なります。本計画では、地域の範囲を町全域、中学校区、小学校区、自治会、隣近所と重層的にとらえ、適切な範囲で取組を推進します。

■ 地域の範囲の捉え方



身 近 な 圏 域	地域づくり、コミュニティ活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源に着目した地域づくりの支援体制を強化します。 ● 地域の変化をとらえた地域のあり方を話しあう体制を整えます。
	交流・居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で福祉が特別なものにならないよう、身近な地域で住民、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、企業、NPO法人等の主体が協働できる拠点づくりを検討します。
町 全 域	多機関協働による包括的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 町がこれまで実践を積み重ねてきた多職種・多機関連携による相談対応を基盤に、制度の狭間の課題や複合的な課題に対応する仕組みを整えます。 ● 早期発見・早期対応ができるよう、関係機関が連携した見守りの体制づくりを進めます。

5 計画の策定体制

○計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「吉岡町地域福祉計画検討委員会」および「吉岡町地域福祉活動計画検討委員会」を設置し、審議を行います。

○アンケート調査・住民福祉座談会の実施

地域福祉に関する実態や住民の意識を把握するため、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、本計画の策定にあたり、令和7年6月に「住民福祉座談会」を実施し、地域福祉に関する意見、提案、要望等を聴取しました。

●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
吉岡町の住民	郵送による配布回収	令和6年9月～10月	1,500件	575件 【38.3%】

●住民福祉座談会の実施概要

対象地区	実施日時	参加者数
駒寄、漆原西、漆原東	令和7年6月 6日(金)19:00～	30名
北下、南下、陣場	令和7年6月 13日(金)19:00～	25名
小倉、上野田、上野原、下野田	令和7年6月 14日(土)10:00～	31名
大久保寺下、大久保寺上、溝祭	令和7年6月 21日(土)10:00～	23名

※会場はいずれも吉岡町役場

○パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く住民から意見を求めるため、令和8年1月にパブリックコメントを実施しました。

第2章

吉岡町の現状

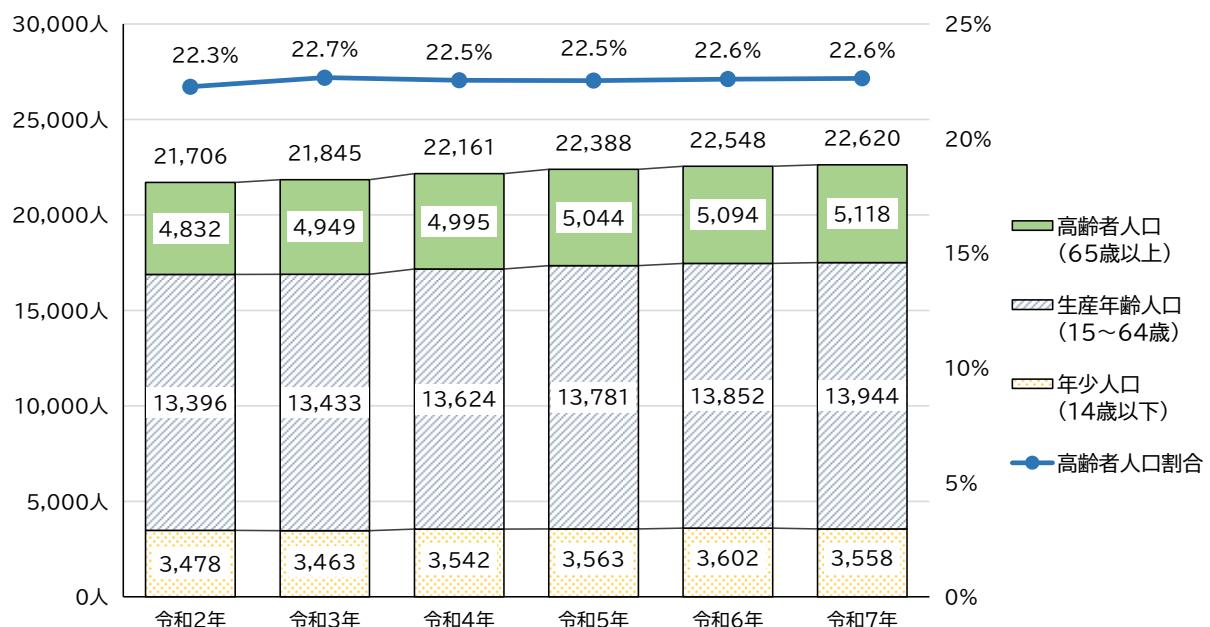
第2章 吉岡町の現状

1 人口および世帯等の状況

(1) 総人口等の推移

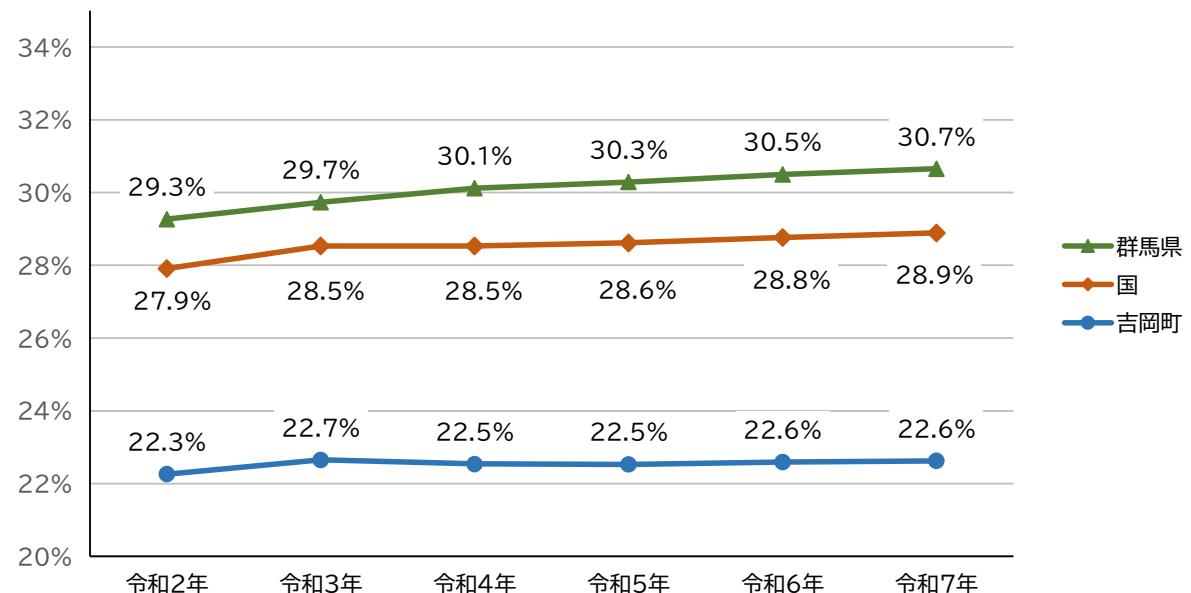
我が国全体では人口減少が進む中で、本町では毎年人口が増加しています。転入者の多くが子育て世代等の若年層が中心であることから、高齢化率は全国平均や群馬県平均と比較して低い水準で推移しています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

■高齢化率の比較

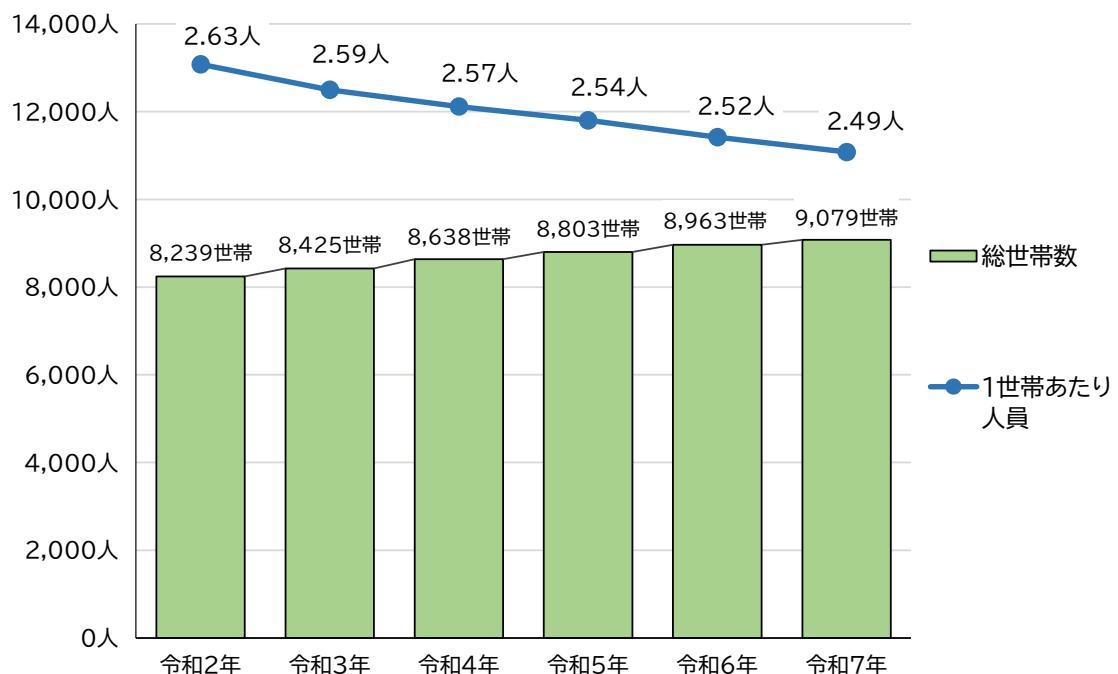


資料:住民基本台帳(各年 1月 1日現在)

(2)世帯の状況

■世帯数と1世帯あたり人員の推移

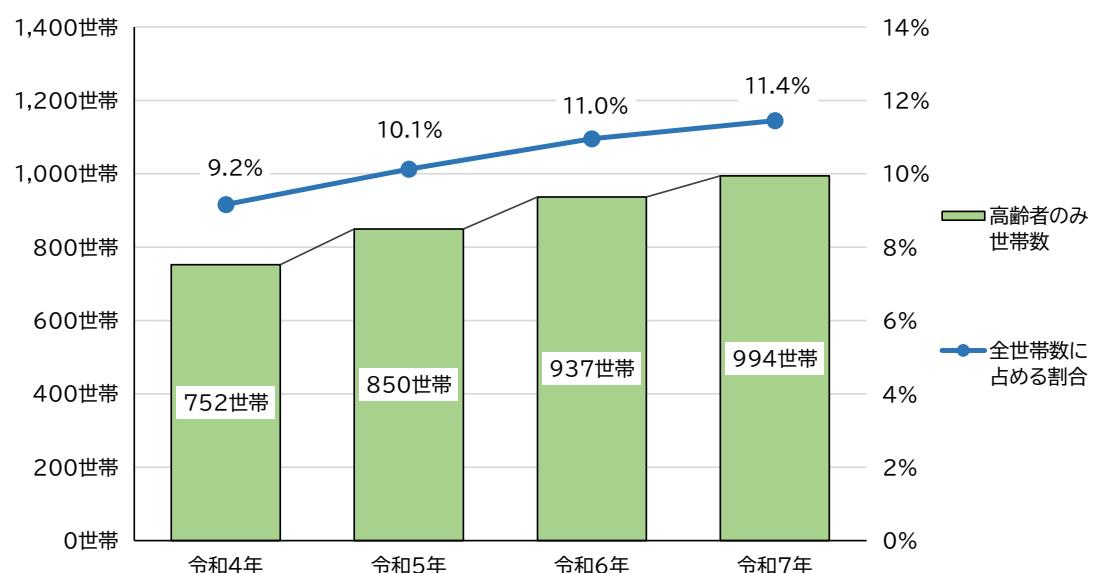
世帯数については、令和7年現在で9,079世帯(令和2年比で840世帯の増加)となっています。一方、1世帯あたりの人員数は人口と併せて世帯数が増加しているため、減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯数については、年々増加傾向にあり、全世帯数に占める割合も増加しています。

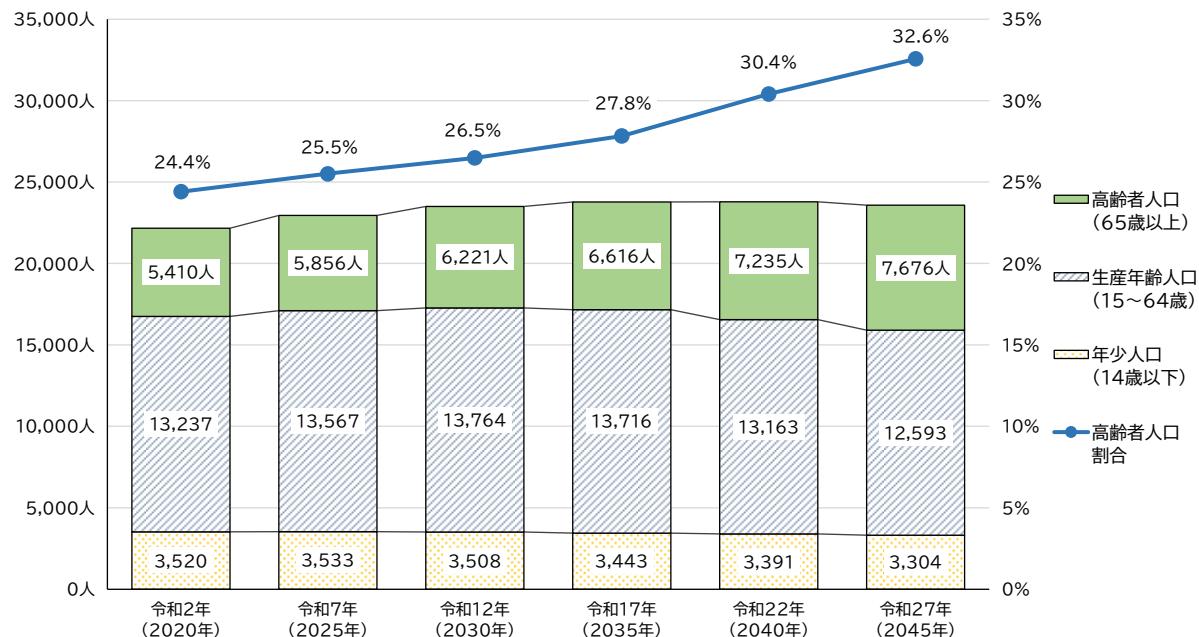


資料:吉岡町健康福祉課福祉室(各年6月1日現在)

(3)将来人口

本町の将来人口は2040年までは増加傾向、その後減少に転じることが予測されており、人口割合をみると、2040年には65歳以上が30%を超え、高齢化が進行することが予測されています。

■将来人口の推移

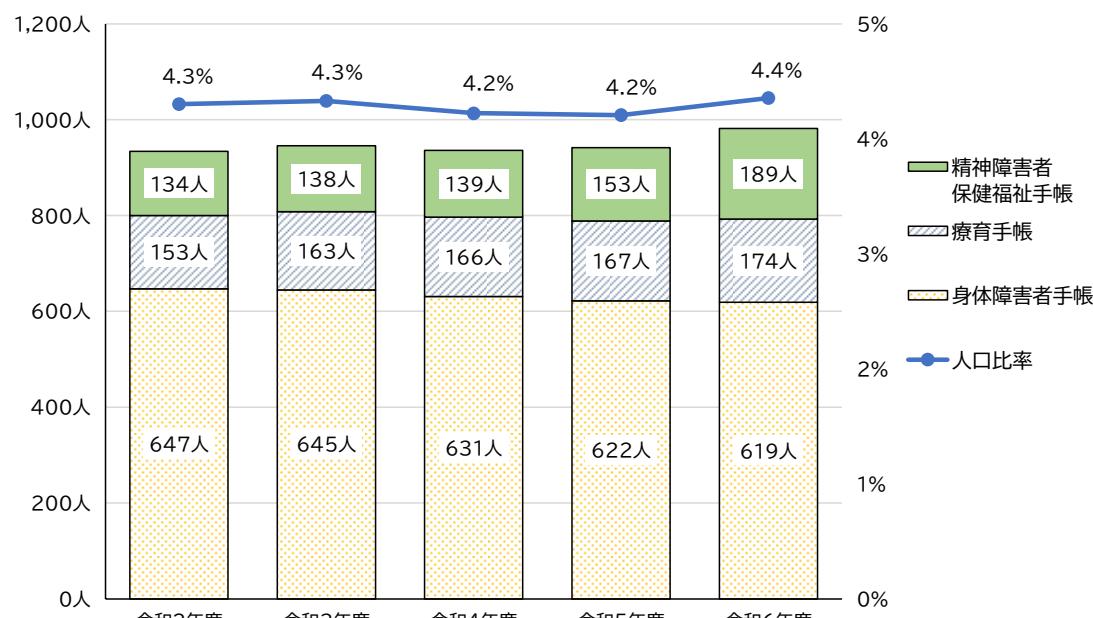


2 要支援者等の状況

(1)各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数については、人口比率でみると横ばいの状態となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

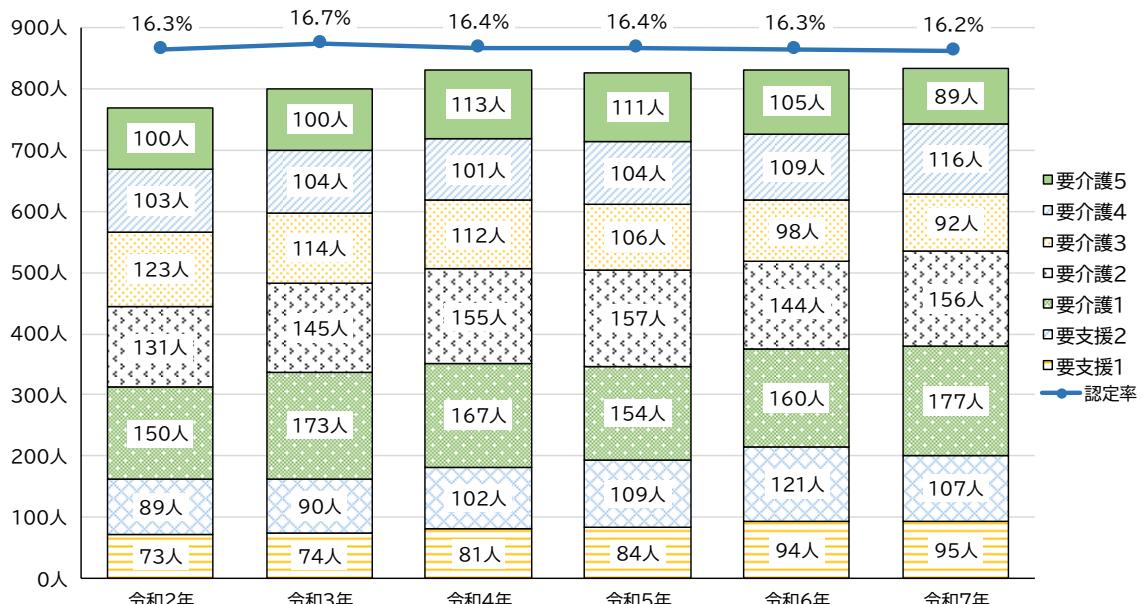
■各種障害者手帳所持者数の推移



(2)介護保険サービス等の利用状況

要介護認定者数は横ばいで推移していますが、総人口が増加しているため、介護保険制度における要介護認定者率※は減少傾向にあります。

■要介護認定者数と要介護認定者率の推移

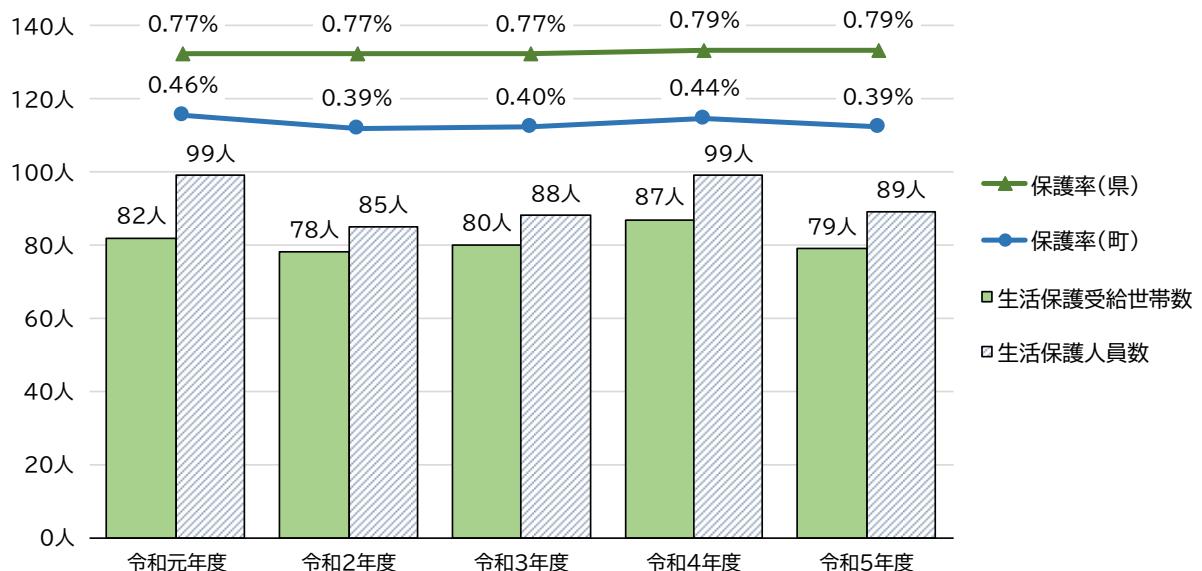


資料:地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

(3)生活保護受給世帯数等の推移

生活保護受給世帯数・保護人員は、令和元年度以降横ばいで推移しており、また、保護率は群馬県平均よりも低い値となっています。

■生活保護受給世帯数と生活保護人員数の推移



資料:(県)群馬県健康福祉統計年報(各年度月平均) (町)吉岡町健康福祉課福祉室(各年度3月31日時点)

※ 要介護認定:介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が、日常生活上の介護の必要性を確認・認定すること。利用者の心身の状況により要支援1・2、要介護1～5の区分がある。

3 地域福祉活動の状況

(1)ボランティアやサロン活動の状況

①ボランティア団体登録数・登録者数

ボランティア団体登録数・登録者数について、令和3年から令和4年にかけて減少傾向にありました
が、令和5年以降は増加傾向となっています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ボランティア団体登録数	18	19	18	16	18	22
ボランティア登録者数	613	626	568	555	577	655

資料:吉岡町社会福祉協議会(各年3月31日現在)

②社協事業個人ボランティア登録者数

社協が行っている配食や認知症カフェなどでは、個人ボランティアが活動しています。ボランティア登録者数は、令和3年に減少しましたが、それ以降増加傾向にあります。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録数	63	71	64	95	111	105

資料:吉岡町社会福祉協議会(各年3月31日現在)

③ふれあい・いきいきサロン数

ふれあい・いきいきサロンは、地域福祉の充実を図るための自治会(地域福祉ネットワーク)を主体とするものです。仲間づくりや健康増進の場を提供するため、住民が中心となって自発的に行う交流活動のことです。

こうしたサロン活動を通じて、見守りや住民のSOSを早期発見できる助けあいの町づくりを目指します。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
サロン数	31	32	31	32	28	28

資料:吉岡町社会福祉協議会(各年3月31日現在)

(2)地域福祉ネットワーク事業の状況

地域福祉ネットワーク事業は、各自治会において高齢者及び障害者等の支援を必要とする人への地域ぐるみの支援システムづくりを目的に実施する事業で、社協では、自治会に対して補助金の交付及び事業に関わる計画相談などの支援を行っています。

また、自治会によって活動や対象は異なりますが、主に次の取り組みを行っています。

①高齢者や一人暮らし世帯の見守り	定期的な訪問や安否確認を行い、孤立防止や安心できる暮らしの支援を行います。
②世代や地域をつなぐ ふれあい・交流の場の提供	ふれあいの会、世代間交流会や食事会など、多様な場を通じて住民同士の交流を促進します。
③地域の環境づくりや 情報整理活動	花いっぱい運動やよしおか支え愛マップづくりなど、地域環境の整備や防災情報の可視化を通じて、住みやすいまちづくりを進めます。
④高齢者の健康維持 ・生きがいづくり	筋力トレーニングやふれあい・いきいきサロン、祭りやバス旅行など、身体的・精神的な健康の維持や余暇活動の場を提供します。
⑤福祉ネットワークの運営 ・連携強化	各自治会の役員会議や理事会を通じて、自治会や地域団体との連携を図り、持続可能な地域福祉体制を構築します。

4 住民アンケート調査結果

本町では、福祉サービスはもとより、地域の支えあいを前提とした地域社会の実現に向け、「支えあい 地域つながる 町づくり ~笑顔あふれる助けあいのまち~」を基本理念とする「吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(令和3年度～令和7年度)を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

次期計画策定にあたり、近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見などを広くお聞きするためアンケート調査を実施しました。

①調査対象者

吉岡町にお住まいの 18 歳以上の 1,500 人

②調査時期

令和6年9月～10月

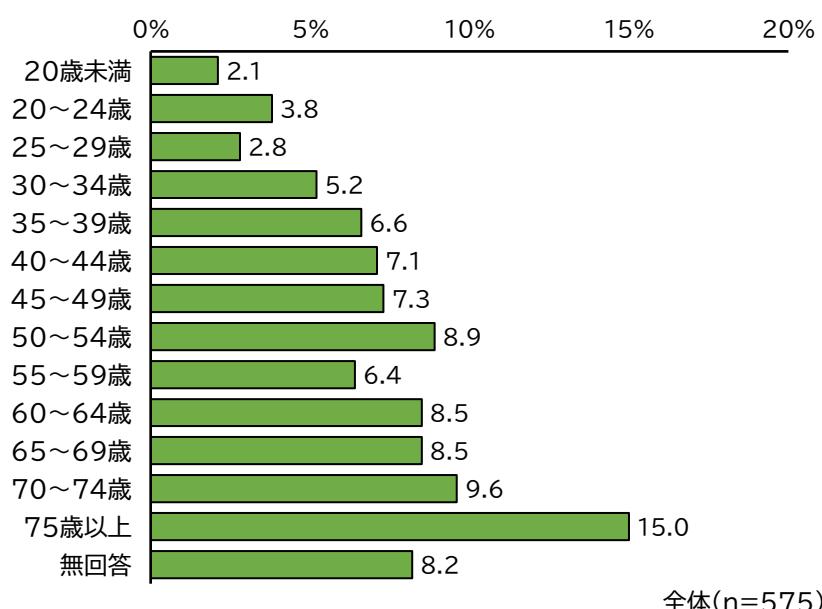
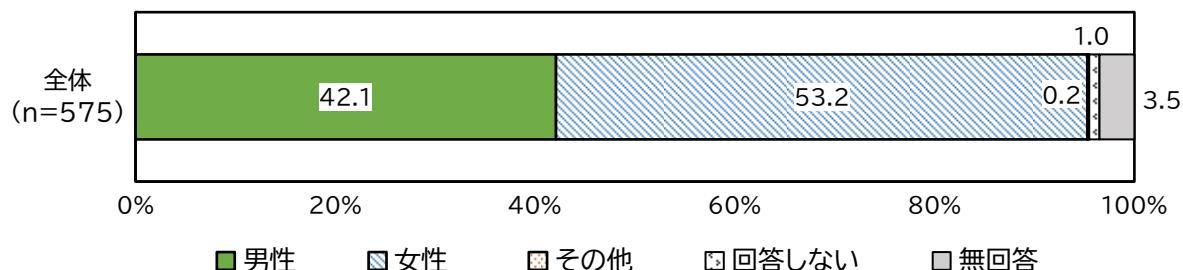
③配布・回収方法

郵送配布・郵送回収

④調査票の配布・回収状況

配布数(A)	回収数(B)	回収率(B/A)
1,500 票	575 票	38.3%

■回答者の属性(性別及び年齢)

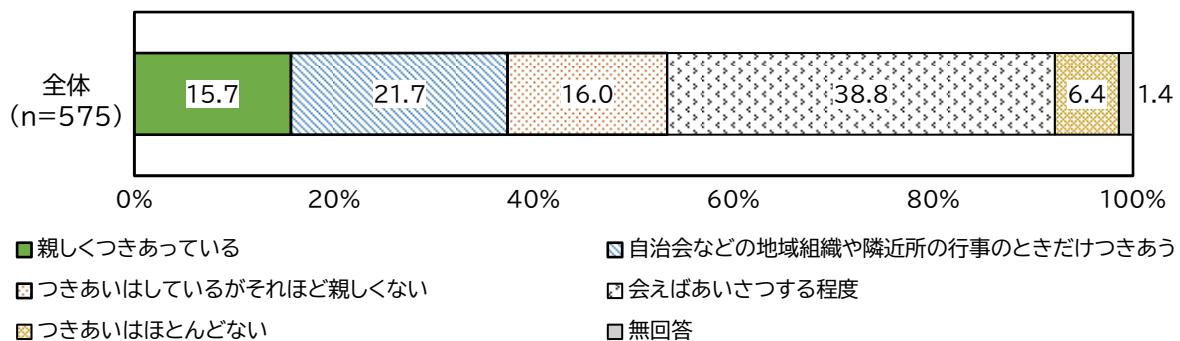


※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基準とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基準として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)近所の方との付き合い方

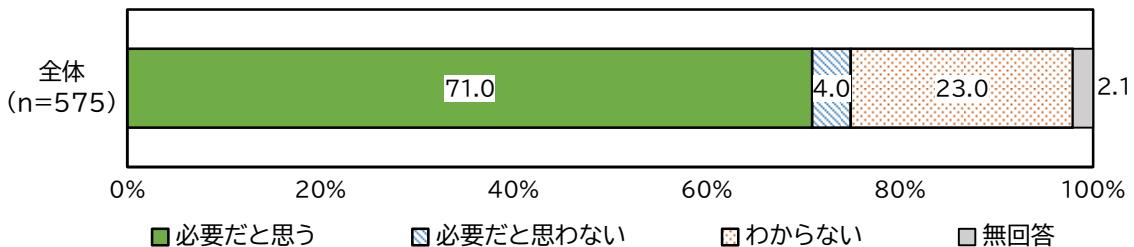
Q:あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。(○は1つ)



▶「会えばあいさつする程度」が38.8%と最も高く、次いで「自治会などの地域組織や隣近所の行事のときだけつきあう」が21.7%、「つきあいはしているがそれほど親しくない」が16.0%、「親しく述べていてる」が15.7%、「つきあいはほとんどない」が6.4%となっています。

(2)地域での支え合い、助け合いについて

Q:あなたは、地域における住民同士の支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。(○は1つ)

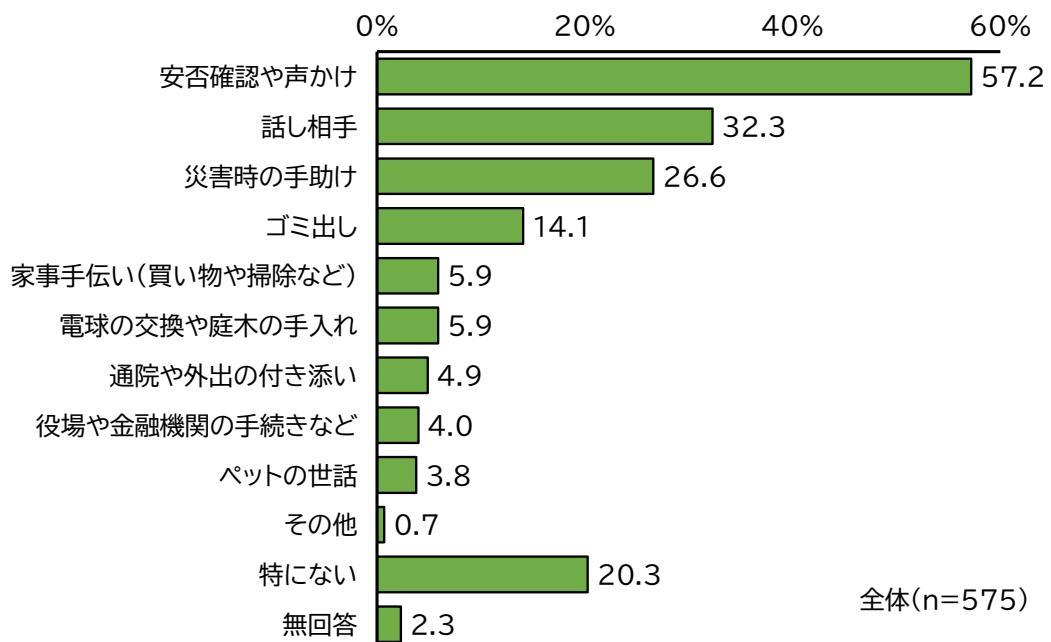


▶「必要だと思う」が71.0%と高くなっています。一方、「必要だと思わない」が4.0%、「わからない」が23.0%となっています。

▶「必要だと思う」割合は、年齢があがるにつれて高くなる傾向がみられ「70歳以上」では80.1%となっています。また、近所との付き合いでみると、「親しく述べていてる」(88.9%)と「つきあいはほとんどない」(43.2%)で差が大きくなっています。

(3)支援が必要な方との関わり具合について

Q:近所で困っている人や家庭に、現在、あなたができることは何ですか。(○はいくつでも)

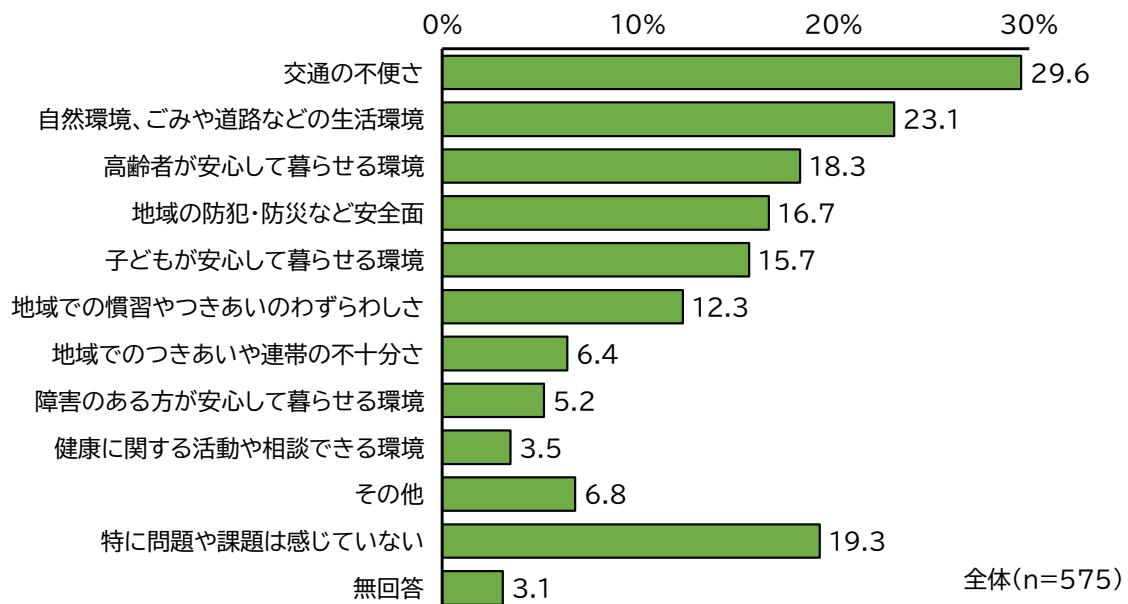


▶「安否確認や声かけ」が57.2%と最も高く、次いで「話し相手」が32.3%、「災害時の手助け」が26.6%、「ゴミ出し」が14.1%の順となっています。また、「特にない」は20.3%となっています。

▶「安否確認や声かけ」や「話し相手」は、女性の割合が高く、「電球の交換や庭木の手入れ」、「災害時の手助け」は、男性の割合が高くなっています。

(4)住んでいる地域における問題や課題

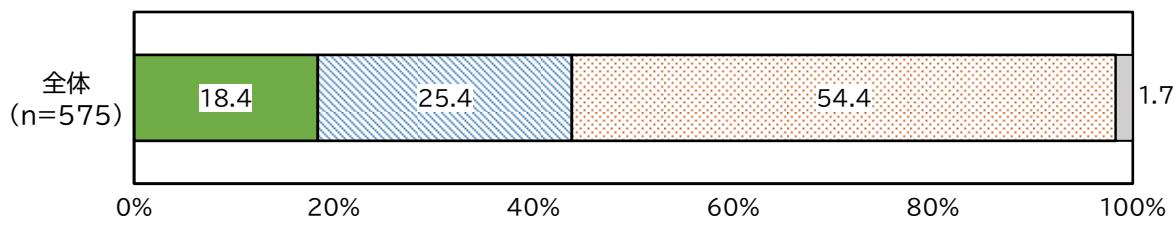
Q:住んでいる地域に問題や課題があるとすれば、どんなことですか。(○はいくつでも)



- ▶「交通の不便さ」の割合が29.6%と最も高く、次いで「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が23.1%、「高齢者が安心して暮らせる環境」が18.3%、「地域の防犯・防災など安全面」が16.7%、「子どもが安心して暮らせる環境」が15.7%の順となっています。
- ▶「高齢者が安心して暮らせる環境」では、年齢があがるにつれて高くなる傾向がみられ、「70歳以上」では28.4%となっています。
- ▶「地域の防犯・防災など安全面」や「子どもが安心して暮らせる環境」では、乳幼児や小学生のいる世帯で高くなっています。

(5) 地域活動への参加状況

Q: あなたは現在、地域での活動(各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など)に参加していますか。(○は1つ)



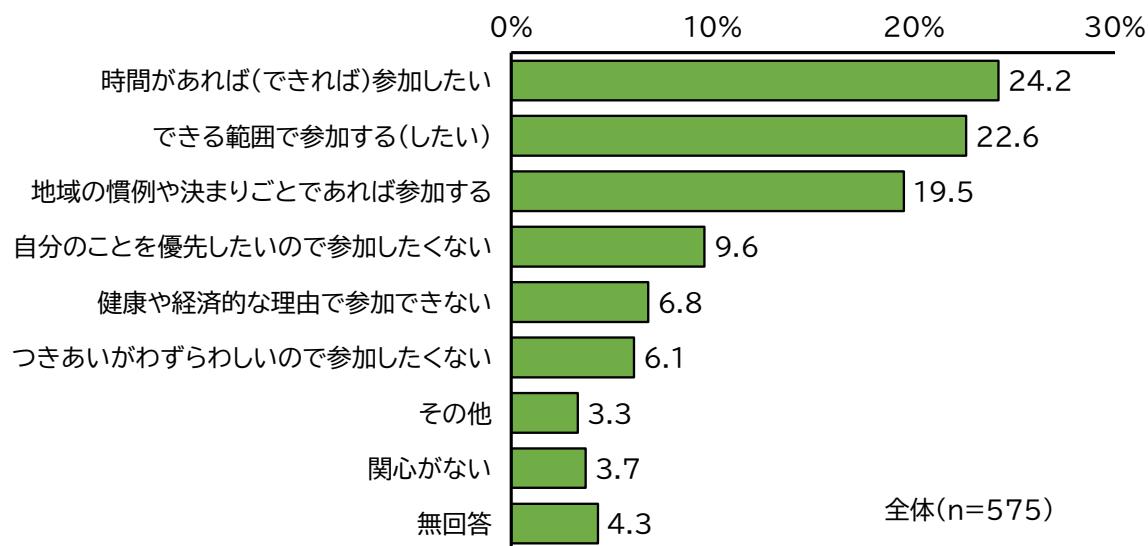
■ 参加している □ 過去に参加したことはあるが、現在は参加していない □ これまで参加したことがない □ 無回答

▶ 「これまで参加したことがない」が54.4%と最も高く、「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が25.4%、「参加している」が18.4%となっています。

▶ 「参加している」割合は、「70歳以上」(24.8%)で高くなっています。

(6) 地域活動への参加意向

Q: 地域活動への参加について、あなたのお考えや状況に最も近いものは何ですか。(○は1つ)



▶ 「時間があれば(できれば)参加したい」が24.2%と最も高く、「できる範囲で参加する(したい)」(22.6%)、「地域の慣例や決まりごとであれば参加する」(19.5%)と合わせた「参加したい・参加する」割合は66.3%となっています。

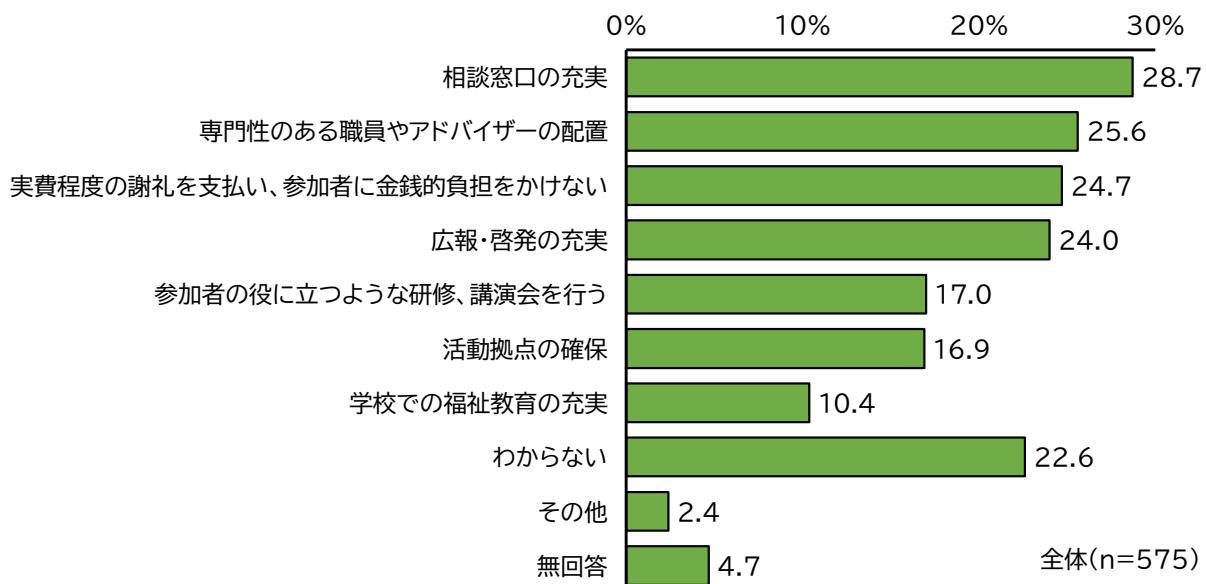
▶ 「できる範囲で参加する(したい)」は、年齢があがるにつれて高くなる傾向があり、「70歳以上」では29.8%となっています。

▶ 「時間があれば(できれば)参加したい」は、「一人暮らし」(30.3%)で高くなっています。

(7)地域活動を発展させる上で必要なこと

Q:今後、地域活動をさらに発展させるために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

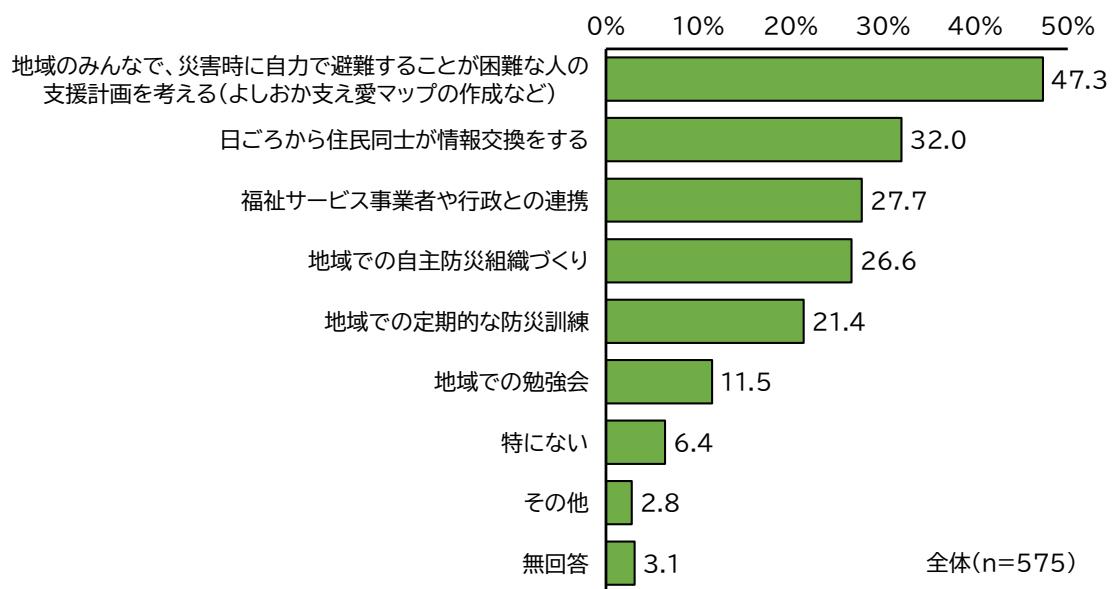


- ▶「相談窓口の充実」が28.7%と最も高く、次いで「専門性のある職員やアドバイザーの配置」が25.6%、「実費程度の謝礼を支払い、参加者に金銭的負担をかけない」が24.7%、「広報・啓発の充実」が24.0%の順となっています。
- ▶「参加者の役に立つような研修、講演会を行う」では、60歳代以上で高くなっています。また、「学校での福祉教育の充実」では、「10・20歳代」(28.0%)で高くなっています。

(8)災害時に住民同士が協力し合うために必要だと思うこと

Q:災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。

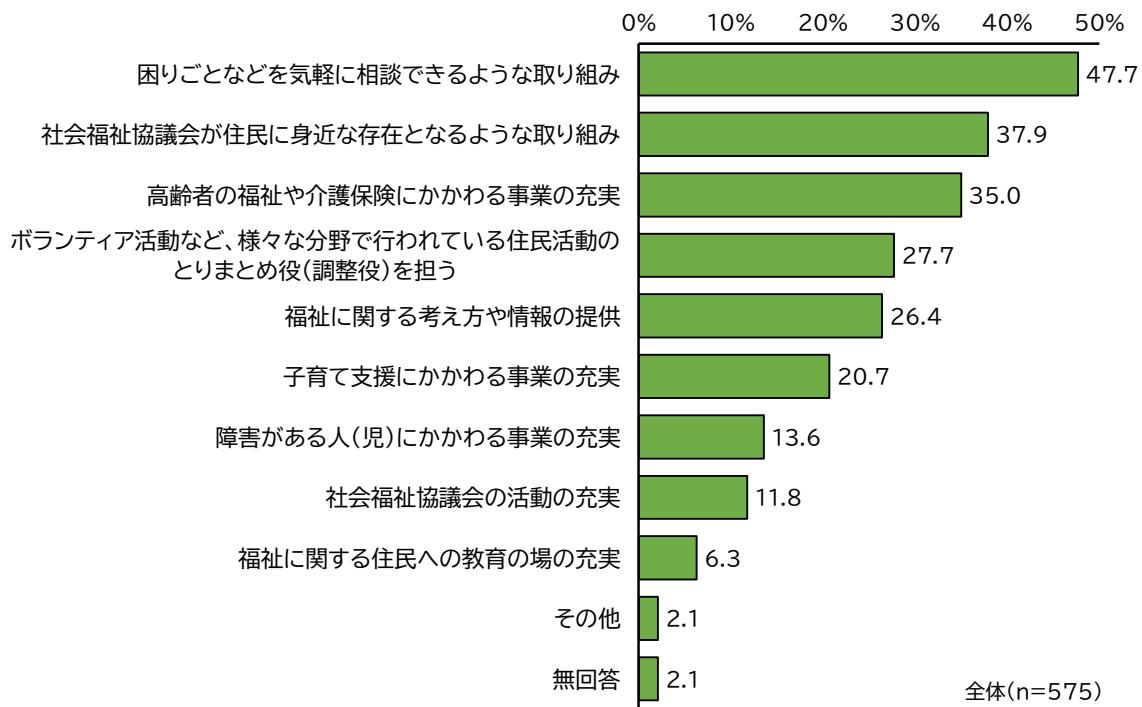
(○は3つまで)



- ▶「地域のみんなで、災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を考える(よしおか支え愛マップの作成など)」が47.3%と最も高く、次いで「日ごろから住民同士が情報交換をする」が32.0%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が27.7%、「地域での自主防災組織づくり」が26.6%、「地域での定期的な防災訓練」が21.4%の順となっています。
- ▶「地域での自主防災組織づくり」は「60歳代」(39.8%)で、「地域での定期的な防災訓練」は、「70歳以上」(31.9%)で高くなっています。
- ▶「地域のみんなで、災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を考える(よしおか支え愛マップの作成など)」は、「要介護者(高齢・障害)のいる世帯」(60.0%)で高くなっています。

(9)社会福祉協議会の認知状況

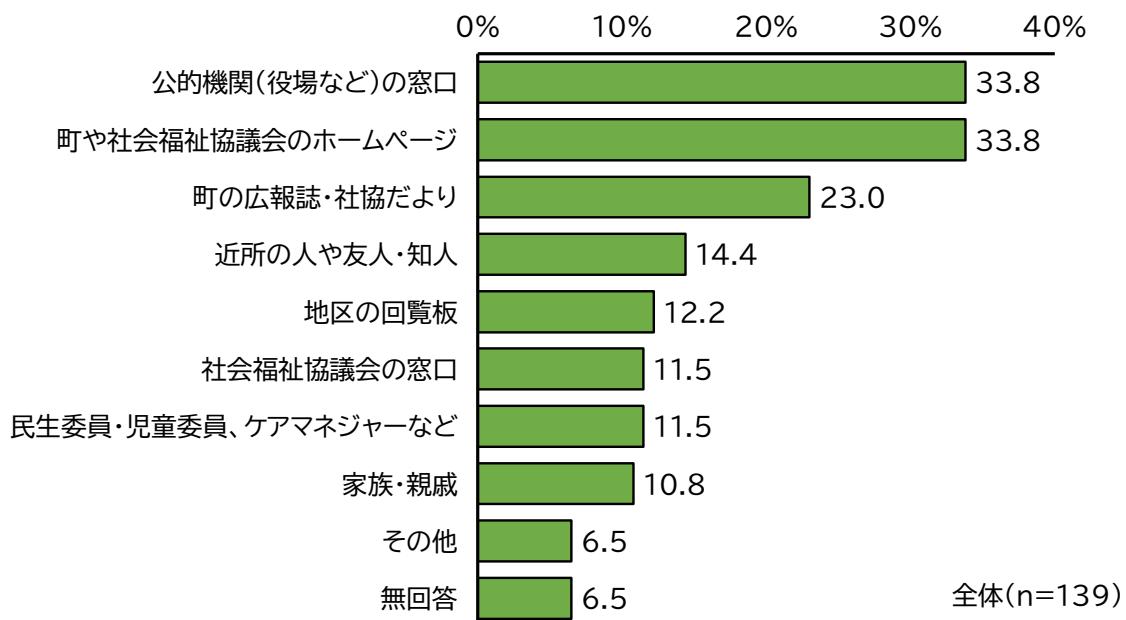
Q:吉岡町には住民組織として吉岡町社会福祉協議会があります。あなたは社会福祉協議会にどのような役割や取り組みを期待しますか。(○は3つまで)



- ▶「困りごとなどを気軽に相談できるような取り組み」が47.7%と最も高く、次いで「社会福祉協議会が住民に身近な存在となるような取り組み」が37.9%、「高齢者の福祉や介護保険にかかる事業の充実」が35.0%、「ボランティア活動など、様々な分野で行われている住民活動のとりまとめ役(調整役)を担う」が27.7%、「福祉に関する考え方や情報の提供」が26.4%の順となっています。
- ▶「福祉に関する考え方や情報の提供」、「社会福祉協議会が住民に身近な存在となるような取り組み」、「高齢者の福祉や介護保険にかかる事業の充実」の割合は、60歳代以上で高くなっています。
- ▶「子育て支援にかかる事業の充実」の割合は、「30歳代」が特に高くなっています。

(10)町の福祉関連の情報の入手方法

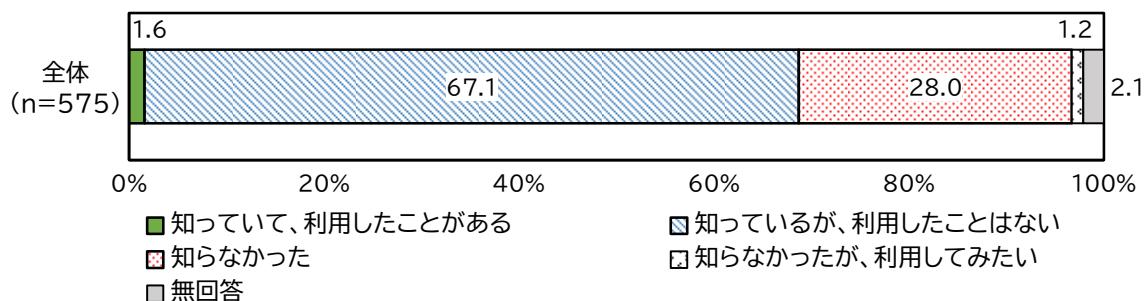
Q:必要な情報は、誰から(どこから)入手しましたか。(○はいくつでも)



▶「公的機関(役場など)の窓口」、「町や社会福祉協議会のホームページ」がともに33.8%と最も高く、次いで「町の広報誌・社協だより」が23.0%、「近所の人や友人・知人」が14.4%、「地区の回覧板」が12.2%の順となっています。

(11)成年後見制度の認知状況

Q:知的障害や認知症などにより判断能力が十分でない人が、社会で不利益や被害を受けることなく、地域で安心して住みつづけるために、財産管理や介護サービスなどの利用契約などを支援する仕組みとして、成年後見制度があることを知っていますか。(○は1つ)



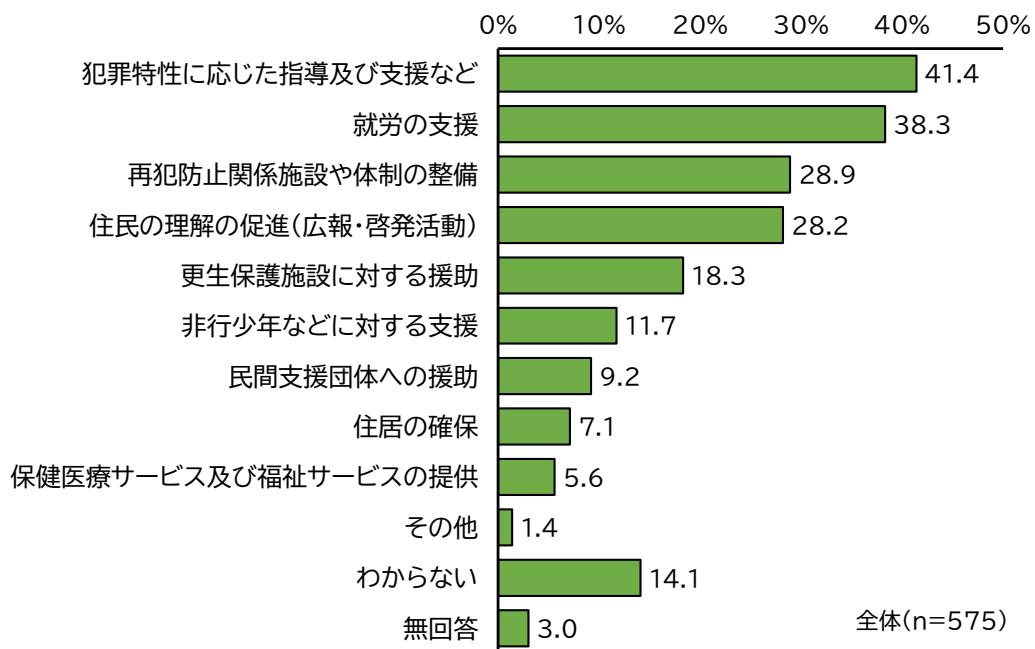
▶「知っているが、利用したことはない」が67.1%と最も高く、「知っていて、利用したことがある」(1.6%)と合わせると、「知っている」割合は68.7%となっています。

▶「知っている」割合は、年齢があがるにつれて高くなる傾向があり、「70歳以上」では79.4%、「男性・65歳以上」では80.8%となっています。また、「要介護者(高齢・障害)のいる世帯」(82.8%)では特に高くなっています。

(12)再犯防止を推進するために必要な取り組み

Q:再犯防止を推進するにあたって、どのような取り組みが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

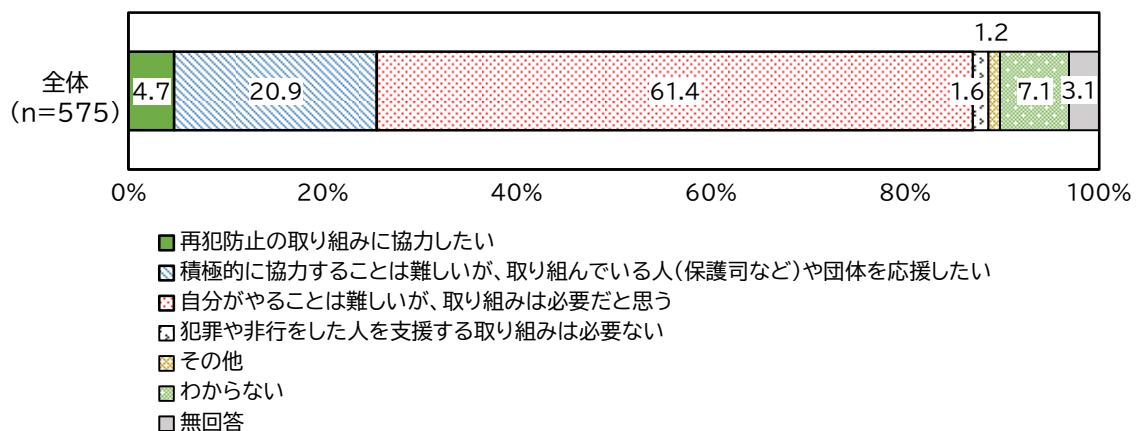


▶「犯罪特性に応じた指導及び支援など」が41.4%と最も高く、次いで「就労の支援」が38.3%、「再犯防止関係施設や体制の整備」が28.9%、「住民の理解の促進(広報・啓発活動)」が28.2%、「更生保護施設に対する援助」が18.3%の順となっています。

▶「住民の理解の促進(広報・啓発活動)」は、「70歳以上」(39.0%)で特に高くなっています。

(13)再犯防止の取り組みについての考え方

Q:再犯防止の取り組みについての考え方は、次のどれに近いですか。(○は1つ)

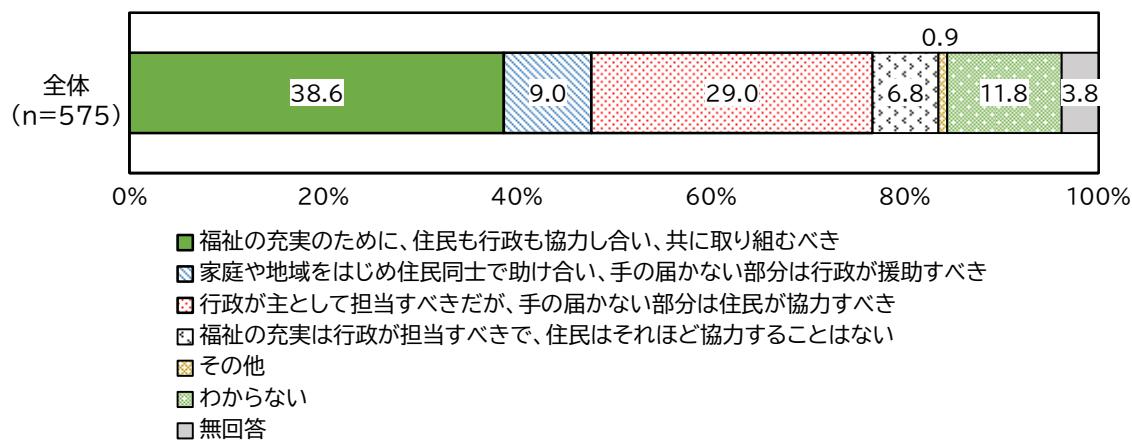


▶「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が61.4%と最も高く、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人(保護司など)や団体を応援したい」が20.9%、「再犯防止の取り組みに協力したい」が4.7%となっています。

▶「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」は、「30歳代」(70.6%)が特に高くなっています。

(14)行政と地域住民の関係について

Q:あなたは、地域福祉を充実していくために、住民と行政との関係はどうあるべきとお考えですか。(最も考えに近いもの1つに○)



▶「福祉の充実のために住民も行政も協力し合い、共に取り組むべき」が38.6%と最も高く、次いで「行政が主として担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべき」が29.0%、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべき」が9.0%、「福祉の充実は行政が担当すべきで、住民はそれほど協力することはない」が6.8%の順となっています。

▶「福祉の充実のために住民も行政も協力し合い、共に取り組むべき」では、「要介護者(高齢・障害)のいる世帯」(57.1%)で高くなっています。

▶また、「わからない」は「10・20歳代」(24.0%)で高くなっています。

5 住民福祉座談会

本計画の策定にあたり、より多くの地域住民の皆さんのお声をお聞きし、住民の視点を取り入れた地域の福祉課題を把握するため、地区別に座談会を開催しました。

●住民福祉座談会の実施概要

対象地区	実施日	参加者
駒寄、漆原西、漆原東	令和7年6月 6日(金)19:00～	30名
北下、南下、陣場	令和7年6月 13日(金)19:00～	25名
小倉、上野田、上野原、下野田	令和7年6月 14日(土)10:00～	31名
大久保寺下、大久保寺上、溝祭	令和7年6月 21日(土)10:00～	23名

座談会では、特定のテーマを設定せずに、幅広い分野に対して課題や解決策の提案ができるよう努めました。また、座談会にお越しいただいた誰もが発言できるように、参加者を少人数のグループに分けて、社協職員進行のもと、参加者がカードに書いた意見を順番に発表する形式で行いました。

座談会で出された課題や解決策は、参加者同士で「自分たちにできること」「地域の各種団体・ボランティア・企業等にできること」「行政・社協にできること」に整理し、アイディアを出し合いました。



住民福祉座談会の結果

地域課題として「住民同士のつながりの希薄化」や「高齢者ひとり暮らし世帯への支援不足」、「ごみ出しマナーヤルールの徹底」、「移動交通手段の不便さ」などが共通して挙げられました。

また、防災災害時対応への不安、自治会活動の担い手不足、外国人住民との共生課題も見られ、地域の高齢化や多様化に対応した体制づくりの必要性が浮き彫りになりました。

さらに、道路やカーブミラー、公園などの生活インフラ整備に対する要望も多く、日常生活の安心安全の確保が求められています。これらの課題に対しては、地域交流の場づくり、移動支援、情報の多言語化といった改善案が提案されており、地域住民と行政が協働で実現に向けた取り組みを進めることが期待されます。

住民福祉座談会での主な意見(現状と課題、解決策の案)

(1) ご近所づきあいや自治会など身近な地域に関するこ

○住民間のつながり・コミュニケーションに関するこ

現状と課題	解決策の案
近所との関係が薄く、あいさつが少ない。	会った時にはあいさつ声かけをする。 あいさつ運動(ポイント制度の導入など)を推進する。
近所の人との関係が希薄で、誰が住んでいるかわからない。	特定の日を決めて親睦会や懇談会を開催する。
子ども関係の集まり(子ども会など)が多く、子どもがいないと地域との関わりが少ない。	

○若い世代や転入者の地域活動への参加に関するこ

現状と課題	解決策の案
若年層の自治会離れが進んでおり、地域活動への関心が低いと思われる。	スポーツ大会などに新しい人の参加を促す。 保育園のママ友とのつながりから理解促進を図る。 自治会へ参加しやすくする支援体制の整備。
新しい住民が地域と関わらないなど、地域のつながりが希薄になっている。	子どもと高齢者が関わる場の提供。 世代間ミーティングや町内交流イベントを実施する。
転入者と地域住民の接点が少ない。	駒ちゃん家やたんぽぽ広場等で、様々な世代が交流できる魅力的なイベントを実施する。 地域のお祭りやイベントを開催する。

○地域活動に関するこ

現状と課題	解決策の案
役員のなり手不足、集金や業務負担が大きく自治会離れが進行。	広報で自治会の活動内容を周知、報酬の増額。地域での顔の見える関係づくり。
消防団のなり手がおらず、存続の危機にある。	住民全体で募集活動に取り組む。性別を問わず団員を募集。

(2) 地域での生活や交流に関するこ

○医療・介護に関するこ

現状と課題	解決策の案
町内に全ての科の病院があり、医療を網羅で きると生活しやすい。	ジョイポンパーク付近に商業施設が集まっているの で、病院もまとめて欲しい。
ホームヘルパーの賃金が低く、成り手がいな い。	介護報酬の引き上げが必要。

○移動手段に関するこ

現状と課題	解決策の案
免許返納後の移動手段が限られており、憩い の場にも行きづらい。	各地区でボランティアを募り、移動支援を行う。 町営ワゴンバスやデマンドバスの導入。
バスの本数が少なく、利便性が低い。	バスの利便性向上やスクールバスの活用を検討す る。 企業協力により、シャトルバスを整備する。 地域バスの導入(例:高崎市のぐるりん)。 駅や病院を結ぶ路線の要望を出す。
車イス(自走式)での移動のため、買い物の荷 物が持てない。	

○外国人住民との生活・交流に関すること

現状と課題	解決策の案
言語の違いから、ゴミ出しのルールが浸透していない、言葉の壁を感じるなどの課題がある。	多言語表記(英語、中国語、ハングルなど)のゴミ出しルールを作成する。 納涼祭などで日本文化の伝達と交流機会をつくる。 翻訳アプリの活用を推奨する。

○子育てや子どもに関するこ

現状と課題	解決策の案
子どもの増加に伴い、子ども会の役割について個人間の意識の違いが生まれている。	子育て世帯の転入者の受入体制を町で充実して欲しい。 既存の施設等を利用し、子供の遊び場や保育園の充実を図って欲しい。

(3) 事故の防止、防犯や災害に関するこ

○道路・街灯に関するこ

現状と課題	解決策の案
道路の狭さや見通しが悪く、カーブミラーの未設置により、通行時の安全が確保されていない。	防犯灯や街灯、カーブミラーの設置を地域から町に要望する。
道路に設置されている街灯が少なく、夜間の歩行に不安がある。	センサーライト導入への補助制度を活用する。
交通量が多く子供達の通学時が心配。	「スピード落とせ」の看板の設置。 スピードが落ちるような道路の構造にする。

○防犯に関すること

現状と課題	解決策の案
高齢者を狙う怪しい電話が多い。	町の補助などで防犯対策電話を購入。
ごみ捨てのマナーが守られず、不法投棄も多い。	防犯カメラを設置する。

○災害への対応に関すること

現状と課題	解決策の案
消防団員の不足により、災害が起きた時の不安が大きい。	防災士の養成を助成する制度を導入する。 よしおか支え愛マップを地域で作成し、内容を共有する。
災害時、聴覚障害の方や高齢者をどのように支援していくのかが不透明。	災害に関するメールの配信や、視覚的に避難を促すサインを設置する。 戸別訪問によって要支援者を把握し、災害時にどのような対応を行うかを検討する。

(4) 地域において支援が必要な方とのつながりに関すること

○孤立に関すること

現状と課題	解決策の案
地域とのつながりが希薄で孤立が懸念される。孤独死する人の存在も気になる。	地域での見守り体制の構築(隣保班や自治会など)。 お弁当の宅配業者に見守りをお願いする。

○認知症に関すること

現状と課題	解決策の案
認知症による孤立が発生している。	おしゃべり会の継続。 地域包括支援センター等によって自宅を訪問したり、介護サービスを紹介したりする。
認知症の高齢者が行方不明になるというのをよく聞く。	GPSを利用し、見守りサービスを行う。

6 第2期計画の振り返り

(1)取組状況の評価

第2期計画では、4つの基本目標、16の施策の方向、34の具体的施策に体系化し、113の事業等に取り組みました。1つの事業等について、町と社協がそれぞれ取り組んでいることや、庁内の複数の室で取り組んでいることなど、全体では178の取組を行ってきました。

基本目標	主体	該当事業取組数	かなり実施できた	ある程度できた	少し実施できた	ほとんど実施できていない	まったく実施できていない
			(8割以上)	(6~7割)	(3~5割)	(1~2割)	(0割)
1 地域や福祉への関心を高める	行政	10	0	7	0	1	2
			0%	70%	0%	10%	20%
	社協	17	4	9	1	2	1
			24%	53%	6%	12%	6%
2 いきいきと暮らせる地域をつくる	行政	17	7	4	4	2	0
			41%	24%	24%	12%	0%
	社協	13	2	11	0	0	0
			15%	85%	0%	0%	0%
3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる	行政	33	5	14	12	2	0
			15%	42%	36%	6%	0%
	社協	2	1	1	0	0	0
			50%	50%	0%	0%	0%
4 切れ目のない支援体制をつくる	行政	65	7	40	10	1	7
			11%	62%	15%	2%	11%
	社協	21	4	11	2	4	0
			19%	52%	10%	19%	0%
合計	行政	125	19	65	26	6	9
			15%	52%	21%	5%	7%
	社協	53	11	32	3	6	1
			21%	60%	6%	11%	2%

基本目標1 地域や福祉への関心を高める

施策	具体施策	主体	該当事業取組数	かなり実施できた	ある程度できた	少し実施できた	ほとんど実施できていない	まったく実施できていない	
				(8割以上)	(6~7割)	(3~5割)	(1~2割)	(0割)	
(1)地域や福祉に関する情報発信の強化	①各種媒体による広報・啓発	行政	2	0	1	0	0	1	
		社協	4	1	2	0	1	0	
	②催し物やイベントによる広報・啓発	行政	2	0	2	0	0	0	
		社協	3	0	3	0	0	0	
	③身近な福祉を知る各種講座等の開催	行政	2	0	1	0	1	0	
		社協	4	2	1	0	1	0	
(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成	①学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘	行政	2	0	2	0	0	0	
		社協	3	1	2	0	0	0	
	②介護・福祉を支える人材確保	行政	2	0	1	0	0	1	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(3)地域福祉活動団体とのつながりの強化	①交流・情報交換の機会(福祉ネットワーク)の充実	行政	0	0	0	0	0	0	
		社協	3	0	1	1	0	1	
合計		行政	10	0	7	0	1	2	
		社協	17	4	9	1	2	1	

基本目標2 いきいきと暮らせる地域をつくる

施策	具体施策	主体	該当事業取組数	かなり実施できた	ある程度できた	少し実施できた	ほとんど実施できていない	まったく実施できていない	
				(8割以上)	(6~7割)	(3~5割)	(1~2割)	(0割)	
(4)地域における健康づくり・介護予防活動の推進	①地域における健康づくり活動の支援	行政	1	1	0	0	0	0	
		社協	1	0	1	0	0	0	
	②地域における介護予防の支援	行政	2	2	0	0	0	0	
		社協	1	0	1	0	0	0	
(5)社会参加・生きがいづくりの促進	①地域における生きがい活動支援	行政	3	0	1	1	1	0	
		社協	1	0	1	0	0	0	
	②高齢者や障害者などへの就労支援	行政	3	1	0	1	1	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(6)サロン活動等による交流促進	①地域におけるサロン等の充実	行政	3	1	2	0	0	0	
		社協	3	1	2	0	0	0	
	②交流の機会の充実	行政	4	1	1	2	0	0	
		社協	4	1	3	0	0	0	
(7)ボランティア活動の推進	①ボランティア活動等への支援	行政	1	1	0	0	0	0	
		社協	3	0	3	0	0	0	
合計		行政	17	7	4	4	2	0	
		社協	13	2	11	0	0	0	

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

施策	具体施策	主体	該当事業取組数 (8割以上)	かなり実施できた	ある程度できた	少し実施できた	ほとんど実施できていない	まったく実施していない	
				(6~7割)	(3~5割)	(1~2割)	(0割)		
(8)日頃の見守り活動の推進	①見守りのための各種事業の推進	行政	3	0	3	0	0	0	
		社協	1	1	0	0	0	0	
	②ご近所や自治会における取組への支援	行政	1	0	0	1	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(9)災害時における地域の支援体制の強化	①災害時における地域の支援体制の強化	行政	8	0	2	5	1	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(10)感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進	①感染症に関する情報提供・生活支援	行政	2	2	0	0	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	②感染症対策に配慮したサービスの提供・地域福祉の推進	行政	2	0	1	0	1	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(11)安全で暮らしやすい生活環境の充実	①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	行政	6	1	2	3	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	②防犯体制の充実	行政	11	2	6	3	0	0	
		社協	1	0	1	0	0	0	
合計		行政	33	5	14	12	2	0	
		社協	2	1	1	0	0	0	

基本目標4 切れ目のない支援体制をつくる

施策	具体施策	主体	該当事業取組数	かなり実施できた	ある程度できた	少し実施できた	ほとんど実施できていない	まったく実施していない	
				(8割以上)	(6~7割)	(3~5割)	(1~2割)	(0割)	
(12)各種サービスの適切な利用の促進	①情報提供の充実	行政	6	1	4	1	0	0	
		社協	2	0	2	0	0	0	
	②相談支援体制の充実	行政	10	2	6	1	0	1	
		社協	4	1	2	0	1	0	
	③サービス提供基盤の充実・質の向上	行政	6	0	4	1	0	1	
		社協	0	0	0	0	0	0	
(13)生活支援サービスの充実	①外出等の日常生活の支援	行政	0	0	0	0	0	0	
		社協	2	1	1	0	0	0	
	②生活を支える各種福祉サービスの充実	行政	6	2	3	1	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	③地域における支えあい制度の推進	行政	2	0	2	0	0	0	
		社協	1	1	0	0	0	0	
(14)権利擁護の推進	①人権啓発・人権教育の推進	行政	4	0	3	1	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	②虐待やDV防止の取組	行政	6	1	3	2	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	③成年後見制度等の利用促進	行政	14	0	10	0	0	4	
		社協	2	1	1	0	0	0	
(15)自立に向けた支援体制の強化	①生活困窮者の自立支援	行政	5	1	2	2	0	0	
		社協	5	0	4	1	0	0	
	②制度の狭間となる人への支援	行政	0	0	0	0	0	0	
		社協	0	0	0	0	0	0	
	③再犯防止支援	行政	2	0	1	1	0	0	
		社協	1	0	1	0	0	0	
(16)福祉関係等事業所間の連携	①福祉関係等事業所間の連携体制の構築	行政	2	0	2	0	0	0	
		社協	2	0	0	1	1	0	
	②社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進	行政	2	0	0	0	1	1	
		社協	2	0	0	0	2	0	
合計		行政	65	7	40	10	1	7	
		社協	21	4	11	2	4	0	

(2)地域福祉推進のステップアップ

令和6年度～	
成年後見制度 ・弁護士・司法書士・社会福祉士による専門職相談の開催 ・啓発 DVD の作成と配布(町/社協)	生活支援体制整備事業 連絡会開催(町/社協)
民生委員主催の子育てサロンに 中学生ボランティアの依頼(社協)	駒寄小学校・明治小学校で福祉の話と 車いす体験講座(社協)
家族介護者交流事業 もっと気楽に 話ができる場らくらく茶話会(社協)	災害ボランティアセンターに関する協定締結 (町/社協)
令和5年度	
ボランティアポイント事業 (町/社協)	社協の SNS(X, Instagram) の開設(社協)
移動カフェ車両 TEKUTEKU 導入(社協)	家族介護者交流事業 男性限定 DANDAN(社協)
吉岡町成年後見制度利用促進 ・連携協議会の設置(町/社協)	吉岡町町営住宅長寿命化計画(改定版) 策定 令和8年度改修工事(町)
吉岡町成年後見制度利用促進 ・連携協議会の設置(町/社協)	生活支援体制整備事業 ・ふれあい隊『駒ちゃん家』運営開始 ・わたげ隊『たんぽぽ広場』運営開始(町/社協)
令和4年度	
ボランティアセンターの設置 (町/社協)	生活支援体制整備事業 明治地区(わたげ隊) ・駒寄地区(ふれあい隊)に協議体発足(町/社協)
生活困窮者の自立支援生活・就労相談会(社協)	ふるさと祭り版「社協×SDGs」 (社協)
令和3年度	
成年後見支援センターの設置 (町/社協)	制服等リユース事業 (社協)
地域担当制 地域つなげる!! つながる!!社協マン(社協)	
精神保健傾聴事業 心の休憩所 ~Tsubomi~(社協)	認知症の方を支えるまちづくり座談会 (社協)
創立 40 周年記念吉岡町 社会福祉大会開催(社協)	
年越し食料配布事業 (社協)	生活支援体制整備事業 「お互いさま」の町づくり講演会・勉強会(町/社協)

7 課題の整理と今後の方向性

(1)町の現状からみえる課題

町の取り組みやアンケート調査、住民福祉座談会の結果等から、本町の地域福祉に関して以下のとおり課題が挙げられます。

①地域や福祉への関心を高める必要があります。

自治会等の地域活動団体において、担い手不足や高齢化が課題となっています。

- 人口減少や高齢化、就業年齢の延長等により、地域福祉活動を支える人材の確保が全国的に難しくなっています。
- 本町においても、地域福祉活動を行っている自治会や各種団体等において、活動の担い手不足や高齢化が問題となっています。

若年層や転入者への福祉情報の周知および地域活動への参加促進が課題となっています。

- 地域福祉活動への参加状況について、住民アンケートでは「これまで参加したことがない」との回答が過半数を占める一方で、「参加したい・参加する意思がある」人は約6割を超えており、潜在的な参加意欲を持つ住民は一定数存在しています。
- 成年後見制度のような福祉に関する仕組みについては、若年層に十分伝わっていない可能性があります。
- 住民福祉座談会においては若年層の地域活動への関心の低さや転入者との交流の少なさが課題として多く挙げられました。
- 地域活動の活発化につなげていくためにも、こうした方々に福祉のことを知ってもらう必要があると考えられます。



地域や福祉への関心を高めるため、福祉に関する情報をすべての年代の人が入手できるよう、情報発信の手段を工夫することが求められています。

②いきいきと暮らせる地域をつくる必要があります。

地域のつながりの希薄化が課題となっています。

- ・インターネットの普及や価値観の多様化からライフスタイルが変化したことで、地域や近所での交流の機会が減少し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- ・アンケート調査によると、住民の7割以上が「地域の支え合いは必要」と考えている一方で、近隣との関わりについては、「会えればあいさつする程度」が約4割と最も多く、「親しくつきあっている」との回答は15.7%にとどまっています。
- ・支え合いの大切さを感じていても、日常的なつながりがあまり持てていないというのが、地域の現状として伺えます。
- ・住民福祉座談会においては「つながりの希薄化」や「近所付き合いの減少」等を地域の課題として挙げている地区が多くありました。

誰もがいきいきと暮らせる地域づくりが課題となっています。

- ・「住んでいる地域の課題」として「高齢者が安心して暮らせる環境」を挙げる声が高齢層で多い状況となっています。
- ・町では第1期計画では認知症カフェ（「元気になるカフェ」「22カフェ」）、第2期計画においては、「移動カフェ車両 TEKUTEKU」を導入し、住民同士の交流を目的とした移動カフェを実施してきました。
- ・一方で、参加者が限定されていることや、住民アンケート調査の各事業の認知度を見ると依然として低い状況です。



誰もがいきいきと暮らせる地域をつくるために、集いの場のPR、サロンの充実を図るとともに、健康づくりや孤立防止、居場所づくり、活動への参画機会の促進などが一層求められています。

③誰もが安心して暮らせる地域をつくる必要があります。

避難が困難な人の災害時の支援体制が課題となっています。

- 台風や豪雨、地震等の自然災害に対する意識を高める取組や、一人で避難できない高齢者や障害のある人等への見守りや避難支援が大切になっています。
- アンケート調査の結果から、「災害時の住民同士の協力」に必要なこととして、「避難が困難な人の支援計画を考える」が最多となっています。

災害や犯罪に対しては日頃からの備えが課題となっています。

- 「住民間の情報交換」や「自主防災組織づくり」なども多く挙げられ、防災・減災に対する関心の高さはあるものの、地域によって体制の整備度や参加意識には差があると見られます。
- 住民福祉座談会では「消防団員の不足」や「障害者・高齢者等の災害時支援体制が不透明」等を地域の課題として挙げている地区が多くなっています。
- さらに、「地域の安全面」や「子どもの安心な暮らし」を地域課題として捉える世帯もあり、世代や世帯構成に応じたきめ細やかな防災・安心対策の展開が求められています。



災害時の共助力を高めるため、日常的な人間関係の構築や住民のネットワークづくりが重要です。

④切れ目のない支援体制をつくる必要があります。

地域での問題の複雑化を背景に、身近で信頼できる相談先の確保が課題となっています。

- 少子高齢化問題だけではなく、ダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、様々な分野の課題や複雑化した問題にも対応できる体制の整備が必要となっています。
- アンケート調査の結果から、社会福祉協議会に対する期待として、「困りごとの気軽な相談先」や「住民に身近な存在となる取り組み」が多く挙げられました。
- 一方で、情報提供や制度周知の面では、「福祉に関する考え方や情報の提供」を求める声もあり、特に高齢者層を中心に、より身近でわかりやすい支援の形が必要とされています。

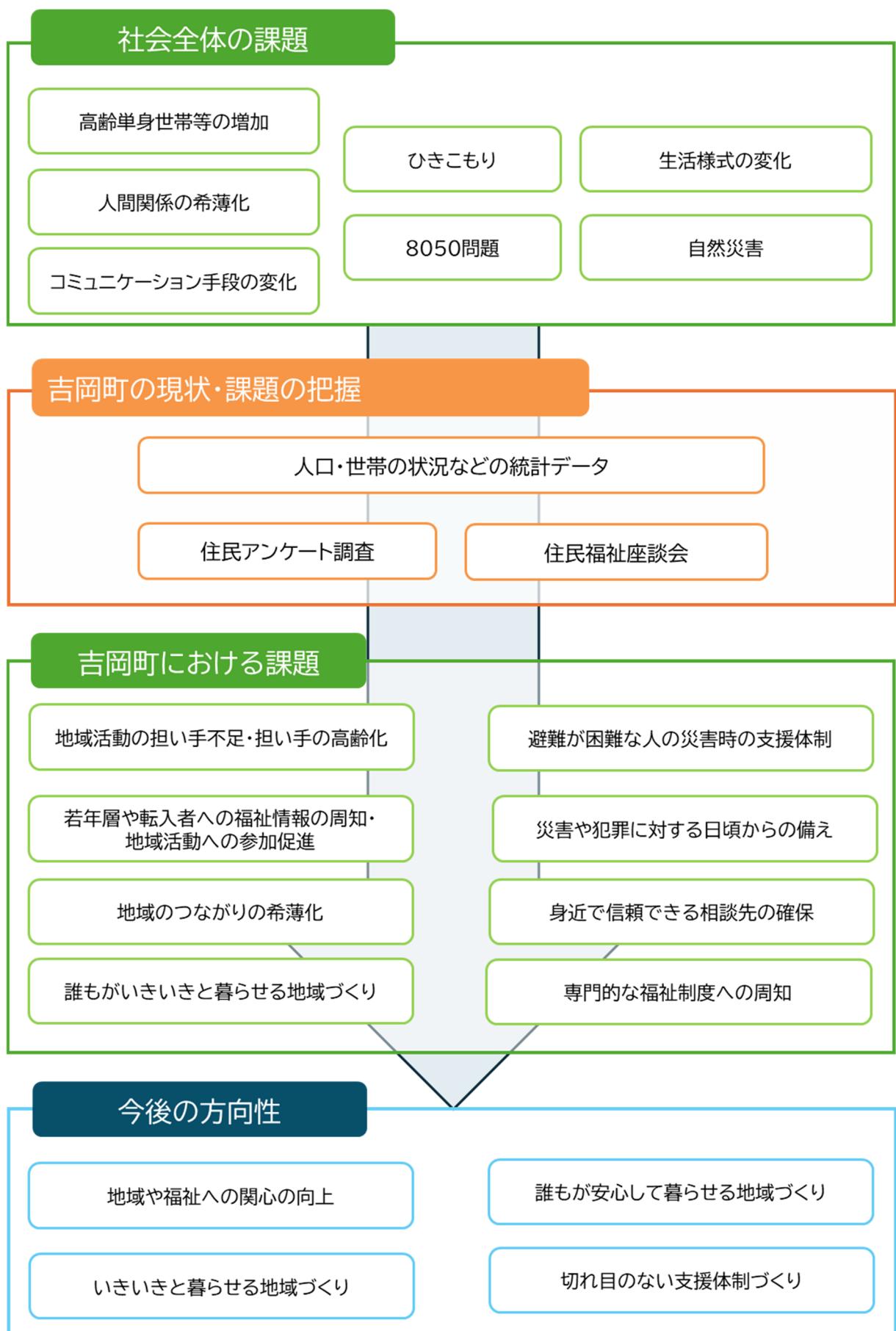
専門的な福祉制度についての周知が課題となっています。

- 「再犯防止」や「成年後見制度」のように、より専門的で複雑な支援制度については、「取り組みの必要性は感じるが自分では難しい」という声が多数を占めており、こうした分野における支援のつなぎ役としての体制整備も課題です。
- 制度の理解が浅い若年層への啓発、ライフステージに応じた支援策の周知が求められます。



切れ目のない支援体制の構築のためには、身近で信頼できる相談先の確保と住民ニーズの多様化に対応した仕組みの整備や周知が求められています。

社会全体の課題および吉岡町における課題、課題解決のための方向性を整理すると、以下の図のとおりとなります。



第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

第2期計画では、「支えあい 地域つながる 町づくり ~笑顔あふれる助けあいのまち~」の基本理念のもと、計画を推進してきました。

基本理念は、本町の地域福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、第3期計画においても、この基本理念を引き継ぐこととします。

本町で暮らす誰もが「暮らしやすさ」と「ふつうの幸せ」を実感できるように、ともに支えあい、住民一人ひとりが主役となる「地域福祉」をともにつくります。

また、地域における包括的な相談支援体制を構築し、適切な支援につなげるとともに、身近な「幸せ」を感じることができる暮らしへ拡げていきます。

さらに、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

こうした社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

本計画における基本理念

**支えあい 地域つながる 町づくり
～笑顔あふれる助けあいのまち～**

2 基本目標

本計画が目指すまちの姿や基本理念を実現するため、住民一人ひとりのふれあい・支え合い・助け合いの仕組みづくりから福祉のまちづくりまで、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政など、全ての住民が一体となって推進します。

■ 基本目標1 地域や福祉への関心を高める

住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

■ 基本目標2 いきいきと暮らせる地域をつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

また、集いの場や居場所を充実させて、人とつながる機会を増やすことで、安心で住みよい地域づくりを進めます。

■ 基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安心・安全で自分らしい生活を送るために、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故等を未然に防ぐ取組の推進や外出・移動支援等の充実を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

■ 基本目標4 切れ目のない支援体制をつくる

誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供をするとともに、困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、切れ目のない支援体制をつくります。

また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

3 施策の体系

本計画における、基本理念と基本目標、基本施策の関係を整理すると、以下のとおりの図となります。



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 地域や福祉への関心を高める

主なSDGs
関連指標



《住民福祉座談会の意見》

- 近所の人との関係が希薄で、誰が住んでいるかわからない。
- 役員のなり手不足、集金や業務負担が大きく自治会離れが進行。
- 若年層の自治会離れが進んでおり、地域活動への関心が低いと思われる。
- 転入者と地域住民の接点が少ない。

《基本施策と具体的な施策》

施策1 地域や福祉に関する情報発信の強化

- (1)各種媒体による広報・啓発
- (2)催し物やイベントによる広報・啓発
- (3)身近な福祉を知る各種講座等の開催

施策2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

- (1)学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘
- (2)介護・福祉を支える人材確保

施策3 地域福祉活動団体との連携・支援

- (1)交流・情報交換の機会(福祉ネットワーク)の充実
- (2)ボランティア活動等への支援

■指標

指標名	単位	実績値・目標値	
		第2期計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
認知症サポーター養成者数累計	人	3,867	6,000
生活支援体制整備事業の協議体設置数	箇所	2	2
地域福祉交流施設の事業開催数	回	138	200
ボランティア活動の従事人数 (ボランティア保険加入者数)	人	503	600

施策1:地域や福祉に関する情報発信の強化

地域や福祉に関する情報を積極的に提供することで、支援が必要な人だけでなく住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉の担い手としての意識を高めるきっかけとします。

(1) 各種媒体による広報・啓発

情報内容や伝え方の工夫を図りながら、広報・啓発活動を進めていきます。

施策・事業名	内容	主体
広報紙やホームページ等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝えたい情報や対象とする世代に合わせた情報を広報紙・ホームページ・SNS等で発信し、情報提供に努めます。 ・外国人住民も情報を得やすくするため、多言語での情報発信に努めます。 	企画室 社協
各種サロン活動等のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロン活動について、社協だより、地域のサロンマップ作成等を通じて、地域住民へのさらなる周知を図ります。 	社協
ボランティア活動等のPR	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の実態を知ってもらうために、広報紙やホームページなどをを利用して活動をPRします。 	社協
地域福祉活動見える化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・社協職員の地域担当制【地域つなげる！！つながる！！社協マン】を発展させ、地域の社会資源や課題の把握及び人とつながります。 ・福祉活動マップやパンフレット、ホームページなどを通じて情報発信を行います。 ・一人でも多くの住民に関心を持つてもらえるよう、公共施設でのパネル展示など、伝え方にも工夫を重ねていきます。 	福祉室 社協

(2) 催し物やイベントによる広報・啓発

地域福祉や健康づくりに関する催し物などを通じ、福祉への理解を広めていきます。

施策・事業名	内容	主体
地域福祉に関する催し	町内のボランティア活動や福祉団体、自治会の地域福祉活動を「社協だより」「ふるさと祭り」等で紹介し、理解を広めていきます。	社協
共同募金運動	赤い羽根募金、歳末たすけあい募金について「ふるさと祭り」等で紹介し、募金の必要性を伝えることで、住民や法人の福祉への理解と協力を促していきます。	社協
健康づくりに関する催し	「運動・食事・こころの健康」をテーマに開催している各種催し物などを通じて、楽しみながら健康づくりに関心を持てるよう取り組んでいきます。	健康づくり室
障害者に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発事業などを通じて障害のある人もない人も直接ふれあい、障害への理解を深める機会をつくります。 ・県と連携し、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めています。 	福祉室 社協

(3) 身近な福祉を知る各種講座等の開催

福祉サービスに関する講座等を通して、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけを行います。

施策・事業名	内容	主体
各種講座の活用	各種福祉制度などについて学ぶ機会として、県や教育機関が提供する講座情報を提供します。	福祉室 学校教育室
地域福祉勉強会	地域福祉について【学び】・【考え】・【話し合う】場を、地域ごと・世代別・対象者別など様々な観点からの意見を取り入れられるように実施します。	社協
認知症に関する普及啓発	・認知症について、正しい知識を広め、地域で支え合えるよう、広報紙やホームページでの周知、「認知症講演会」「認知症サポート養成講座」を地域や企業、学校などと連携して実施します。 ・サポーターの活躍の場づくりや、若年性認知症に関する普及啓発にも取り組んでいきます。	介護高齢室 社協
手話の普及と利用の促進	手話の理解と普及を進め、聴覚障害者が手話を使いやすい環境を整えるために、「手話奉仕員養成研修事業(入門・基礎課程)」や「手話言語の国際マークの啓発事業」を行うなどして手話の普及に努めています。	福祉室

施策2:地域福祉活動の担い手の発掘・育成

地域福祉活動の実践は、地域住民やボランティア、サービス事業者など、多くの担い手によって行われます。ボランティア活動や支えあい活動への参加を促進していくために、総合的な福祉学習の推進に努めます。

(1) 学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘

将来の福祉・介護人材の確保を図るとともに、地域福祉の担い手となる人材を発掘、育成するため、学校や地域における福祉に関する学習の機会を確保し、福祉教育の推進を図ります。

施策・事業名	内容	主体
学童・生徒のボランティア普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習の中で、ボランティア体験や活動を通じてボランティアの大切さを学ぶ機会をつくります。 ・学校と連携し、福祉教育(車いす体験等)を通じて、「福祉」の心を育み、ボランティア活動等の発展を進めます。 	学校教育室 社協
福祉体験(高齢者擬似体験、車いす・手話等)の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者の現状や関わり方について、相手の立場に立って自分にできることや、人の役に立つ喜びを体験的に学ぶ機会を設けます。 ・子どもたちが学んだことを保護者や地域の大人たちに伝えられるような場や機会を検討します。 	社協
認知症サポーターキッズ養成講座	小中学生の理解度に合わせた講座を開催し、子どもの頃から認知症を正しく理解し、担い手となる機会をつくります。	介護高齢室 社協
退職者地域デビュー事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者や転入者が地域との接点がないままに閉じこもりになってしまうことがないよう、得意分野ミニ講座を開催します。 ・得意分野の講座で講師を務めてもらうなど、経験等を活かした活動の場を提供します。 	生涯学習室

(2) 介護・福祉を支える人材確保

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援サービスなど、介護・福祉人材を確保するため、仕事の魅力を伝えるとともに、人材の確保・定着を支援する取組を進めます。

施策・事業名	内容	主体
介護人材の確保・定着を支援する取組の検討	国や県などによる従事者向けの研修・講習会などの情報提供を町指定事業所に行い、労働者育成への支援を行います。	介護高齢室
関係機関との協働イベントの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県福祉マンパワーセンターの「福祉の仕事フェア」等の情報提供を行います。 ・福祉関係等事業者やハローワーク等と協力し、就職説明会等の共同イベントの開催を検討します。 	福祉室

施策3:地域福祉活動団体との連携・支援

自治会や地域活動団体、ボランティア団体など、それぞれの地域課題に応じた活動をさらに推進していくため、各活動に対する支援を行い、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携を強化します。

(1) 交流・情報交換の機会(福祉ネットワーク)の充実

高齢者や障害者など、支援を必要とする人が安心して暮らせる地域ぐるみのシステムをつくるため、町全体や各地域でネットワークを整備します。

施策・事業名	内容	主体
地域福祉ネットワーク事業	地域担当制【地域つなげる！！つながる！！社協マン】にて、地域の組織・人材・施設・事業所などの社会資源を活用しながら、高齢者や障害者など支援を必要とする人に対して、地域ぐるみで支える仕組みをつくりていきます。	社協 住民
ボランティア連絡協議会の設立	ボランティア相互の交流や啓発、情報交換、連絡調整を目的とした「ボランティア連絡協議会」の設立を検討し、活動の振興と活性化を図ります。	社協
地域福祉活動団体見守り活動の促進	地域福祉活動団体の連携を深め、日常的な活動の中で見守りや安否確認ができる体制を推進し、情報共有の仕組みを強化します。	社協
生活支援体制整備事業の推進	高齢者や障害者など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を生活支援コーディネーターを中心に若年層の声、思い、力も取り入れながら進めます。 ※本事業における取組として、駒寄地区にて【ふれあい隊】が『駒ちゃん家』、明治地区にて【わたげ隊】が『たんぽぽ広場』の運営をしています。	介護高齢室 社協
子どもの居場所づくり支援事業補助金	子どもと地域とのつながりを形成することにより子どもの孤立を防ぐとともに、安心して過ごせる居場所づくりを進めため、吉岡町内において放課後等に食事、遊び等による子どもの居場所づくりを行う法人・その他の団体に対し、補助金を交付しています。	子育て支援室

(2) ボランティア活動等への支援

介護保険などの公的サービスとあわせて、ボランティアによる見守り活動や地域活動への参加を支援します。

施策・事業名	内容	主体
ボランティアセンターの活用・展開	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターを通じて、住民が気軽に相談できる窓口を提供するとともに、情報発信や新しい活動の発掘、人材の確保・育成・継続を支援します。 学習会の開催や近隣市町村との情報交換を行います。 	福祉室 社協
(再掲)ボランティア連絡協議会の設立	ボランティア相互の交流や啓発、情報交換、連絡調整を目的とした「ボランティア連絡協議会」の設立を検討し、活動の振興と活性化を図ります。	社協
ボランティア活動の継続支援	住民がボランティアに参加するきっかけづくりとして、活動紹介や情報提供、養成講座を実施するほか、団体や個人への後方支援、研修、情報交換や仲間づくりの場として「ハートボラカフェ」を活用します。	福祉室 社協
ボランティアの憩いの場(ハートボラカフェ)	地域で活躍する方々が気軽に集まれる場や情報交換・仲間づくりの場を提供します。社協職員が聞き手となり、「あったらいいな」や「得意なこと・好きなこと・できること」と、ボランティア人材を結びつけ、新たな活動の創出を目指します。	福祉室 社協

基本目標2 いきいきと暮らせる地域をつくる

主なSDGs
関連指標



《住民福祉座談会の意見》

- 老若男女問わず個々に生きがいを見つけることが大切だと思う。
- 地域とのつながりが希薄で孤立が懸念される。孤独死する人の存在も気になる。
- 高齢者サロンにもっと色んな人が来てほしい。

《基本施策と具体的施策》

施策4 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

- (1) 地域における健康づくり活動の支援
- (2) 地域における介護予防の支援

施策5 社会参加・生きがいづくりの促進

- (1) 地域における生きがい活動支援
- (2) 高齢者や障害者などへの就労支援

施策6 サロン活動等による交流促進

- (1) 地域におけるサロン等の充実
- (2) 交流の機会の充実と孤立防止の推進

■指標

指標名	単位	実績値・目標値	
		第2期計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
介護予防センター兼フレイル予防センター 養成者数累計	人	22	130

施策4:地域における健康づくり・介護予防活動の推進

「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、住民の健康意識の高揚と健康づくりを推進します。また、住民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごせるよう、介護予防事業の積極的な推進を図っていきます。

(1) 地域における健康づくり活動の支援

住民同士の交流を通じての健康づくり活動を推進していきます。

施策・事業名	内容	主体
健康づくり活動の推進	町と地域が連携し、自主的な健康づくり活動が推進されるよう情報提供に努めるなど支援を実施していきます。	健康づくり室
老人福祉センターでの健康づくりの推進	老人福祉センターにて自主的な「鬼石式筋トレ」の実施やラジオ体操(よしポ対象事業)などを開催、趣味の会(大人のぬりえ・フラダンス等)への参加促進など、住民が自らの健康意識に基づき、興味のある教室に自由に参加できる体制を整えます。	介護高齢室 社協

(2) 地域における介護予防の支援

高齢者が身近な地域で介護予防に取り組みやすいように、地域での自主的な介護予防活動を支援していきます。

施策・事業名	内容	主体
地域での自主的な介護予防の推進	・「鬼石式筋トレ」、運動指導のDVD活用、職員出前講座による運動や認知症予防活動など、地域での筋トレの充実を図ります。 ・介護予防の自主的団体等の連携や新しい運営主体の発掘並びに発展に寄与します。	介護高齢室 社協
介護予防・生活支援サービスの充実	生活機能が低下している予防事業対象者や要支援1・2の方に対して、要介護状態となることを予防する支援を進めていきます。	介護高齢室

施策5:社会参加・生きがいづくりの促進

誰もが、地域の中で、気軽に集い、学び、地域活動に参加できる場や機会の充実により、住民が生きがいを感じることのできるまちづくりを進めていきます。

(1) 地域における生きがい活動支援

住民参画の各種イベントの開催により、多くの住民が町の魅力を実感することのできる場や機会を設けます。

施策・事業名	内容	主体
生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の促進	高齢者、障害者、子育て中の方、ひとり親世帯など、参加しづらい人にも配慮し、すべての人が参加しやすいプログラムの充実と環境整備を進めます。	生涯学習室
高齢者の生きがいづくりの促進	老人福祉センター主催事業や趣味の会(大人のぬりえ・フラダンス等)の発展・新設を支援し、住民が自分に合った趣味を通じて生きがいを感じられる活動を促進します。	介護高齢室 社協
障害者のまちづくり・地域活動への参画促進	・障害者団体の自主的な活動を支援するとともに、団体への加入を促進します。 ・障害のある人がまちづくりや町政に関わりやすくなるよう支援するとともに、地域の各種団体と連携して、活動に参加しやすい環境を整えます。	福祉室

(2) 高齢者や障害者などへの就労支援

国(農林水産省)では、農業等で障害者の就労を支援する「農福連携※」の後押しに取り組んでいます。また、障害者だけではなく、高齢者や更生保護の対象者等に対する就労支援にも取り組んでいます。

施策・事業名	内容	主体
障害者の就労支援	・障害者が地域で自立して暮らせるよう、企業や住民への啓発を進めます。 ・企業や本人の不安を和らげ、雇用・就労意欲を高めることで、一般就労を促進します。	福祉室
高齢者の雇用促進	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用促進を図ります。	介護高齢室

* 農福連携:障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携によって、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すことに加え、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手の確保につながる可能性がある。

施策6:サロン活動等による交流促進

一人暮らしの高齢者や介護が必要な人、障害のある人、子育て中の人、家族を介護している人など、地域で暮らすさまざまな人が心地よく過ごせる居場所づくりを進めます。

(1) 地域におけるサロン等の充実

地域福祉交流拠点施設(通称:よしおかROBAROBA)や地域の集会施設等を最大限に活用し、サロン等の集い・交流の場の充実を図ります。

施策・事業名	内容	主体
認知症カフェの推進・拡大	<p>地域福祉交流拠点施設(通称:よしおかROBAROBA)や地域の会場にて、以下の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の有無にかかわらず、子どもから大人まで誰もが交流できる居場所として、認知症サポーターの協力による「元気になるカフェ」 ・認知症の方と家族が専門職・介護経験者とつながれる「22カフェ」 ・上記の取組における移動力カフェ車両「TEKUTEKU」(貸出)の利用促進 	社協 住民
地域福祉交流拠点施設(通称:よしおかROBAROBA)利用促進	地域福祉を推進する交流拠点施設として、多くの住民の方に利用していただける体制づくりの整備、周知を行い、交流の機会を増やしていきます。	介護高齢室 社協
ふれあい・いきいきサロン推進事業(高齢者・子育て・共同)の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の集会施設等で、住民や団体とともに交流や軽運動を楽しむ「高齢者サロン」「子育てサロン」「世代を超えた共生型サロン」の活動を支援するため、講師派遣や外出支援、職員の出前講座、代表者交流会などを行っています。 ・地域サロンを町全体に広げるため、後継者育成や活動内容の充実を図るとともに、社協だよりでの周知にも努めます。 	社協 民児協 住民
子どもの居場所・遊び場の充実	児童館の整備・充実を図るとともに、放課後の学校施設の地域開放、中・高校生が地域で交流できる居場所づくりを進めます。	子育て支援室

(2) 交流の機会の充実と孤立防止の推進

ともに生きる地域づくりを進めるため、地域での様々な交流の機会を設けます。また、一人暮らし高齢者や家族介護者等が、地域で孤立することがないよう、訪問等による安否確認活動を推進していきます。

施策・事業名	内容	主体
地域交流・世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では生活科や総合的な学習の時間で、中学校ではボランティア活動や部活動の地域移行で、地域との交流を行っています。 ・「小中学校への高齢者の訪問」「子どもたちとのふれあい教室」「ふるさと祭り」等を推進していきます。 ・町内に 31 ある子ども会を対象に、スポーツレクリエーション大会や、上毛かるた大会などを行っています。 ・外出が難しい方も参加できるよう、オンラインでの講座やワークショップを通じて、物理的距離を超えた交流機会の提供を検討します。 	介護高齢室 学校教育室 生涯学習室 社協
支援が必要な人やその家族の集いの場	「家族介護者交流事業」「障がい児・者交流事業」等、家族等を含めた交流の機会の充実を図ります。	社協
地域の施設を活用した交流	地域の交流の場として、児童館・隣保館・老人福祉センター等の施設を活用した交流を推進していきます。	福祉室 子育て支援室 社協
傾聴ボランティア派遣事業	日頃あまり話す機会のない高齢者を対象に、傾聴ボランティアが話し相手となるなどして孤独や不安を和らげ、充実した日常生活を送れるよう支援します。	社協

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

主なSDGs
関連指標



《住民福祉座談会の意見》

- 認知症の高齢者が行方不明になるというのをよく聞くので、GPSを利用し、見守りサービスを行うはどうか。
- 災害時、聴覚障害の方や高齢者をどのように支援していくのかが不透明。
- 高齢者を狙う怪しい電話が多い。
- 交通量が多く、子ども達の通学時が心配。

《基本施策と具体的施策》

施策7 見守り活動の推進

- (1)見守りのための各種事業の推進
- (2)ご近所や自治会における取組への支援

施策8 災害時等における地域の支援体制の強化

- (1)災害時における地域の支援体制の強化
- (2)感染症等に対応した取組

施策9 安全で暮らしやすい生活環境の充実

- (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- (2)防犯体制の充実

■指標

指標名	単位	実績値・目標値	
		第2期計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自主防災組織による防災訓練の実施回数	回	4	13
災害時避難行動要支援者名簿の登録人数	人	251	320
よしおか支え愛マップの実施地区	地区	5	13
特殊詐欺被害対策電話機等購入費補助件数	件	22	30

施策7:見守り活動の推進

高齢者や障害者、子育て中の家庭などすべての住民が安心して暮らせるよう、地域と一緒に見守り活動の推進を図ります。

(1) 見守りのための各種事業の推進

一人暮らし高齢者等に対する安否確認や見守り関連事業を推進します。

施策・事業名	内容	主体
一人暮らし高齢者等の安否確認	「地域福祉ネットワーク事業による見守り」「緊急通報システム事業」「配食サービス事業」「歳末ささえ愛事業(年越しセットの配食・新年安否確認)」などを推進し、高齢者の安全と安心を支えます。	介護高齢室 福祉室 社協
(再掲)地域福祉ネットワーク事業	地域担当制【地域つなげる！！つながる！！社協マン】にて、地域の組織・人材・施設・事業所などの社会資源を活用しながら、高齢者や障害者など支援を必要とする人に対して、地域ぐるみで支える仕組みをつくっていきます。	社協 住民
認知症サポーターによる見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方やその家族をサポートするため、認知症サポーター養成講座の受講を促進します。 ・地域の見守り活動に参加する個人・企業・団体にステッカーを配布し、サポーターがいることを表示する取り組みを進めます。 ・サポーターの協力による認知症の方の見守り体制の整備も検討していきます。 	介護高齢室 社協
よしおかあんしん見守り事業の推進	<p>「よしおかあんしん見守り事業」として、以下の取組を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPS機器貸出しサービス:徘徊のおそれのある高齢者等にGPS機器を貸し出し、徘徊時には介護者からの申し出により、対象者の居場所を検索します。 ・認知症保険加入制度:行方不明時の捜索、第三者に対する不慮の事故、自分自身のケガ等に備え、町が契約者となり認知症保険に加入するものです。 ・事前登録制度:町、地域包括支援センター、警察の3者間であらかじめ徘徊の恐れのある方の氏名、住所、緊急連絡先等の情報を共有し、行方不明時の対応を迅速に行うことができるようにするための制度です。 	介護高齢室

(2) ご近所や自治会における取組への支援

ご近所や自治会など、地域住民が主体の見守り活動を促進していきます。

施策・事業名	内容	主体
地域イベントへの参加の促進	若い世代や共働き夫婦、子育て世帯、転入者、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者までより多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めていきます。	住民
声かけ・安否確認の促進	各自治会における自主防災組織を中心とした避難行動要支援者の把握、避難訓練を実施することにより支援が必要な人への声かけを進めていきます。	協働安全室 福祉室 社協 住民

施策8:災害時等における地域の支援体制の強化

「吉岡町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア、福祉施設などと連携して、避難行動要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助けあい活動に取り組みます。

(1) 災害時における地域の支援体制の強化

災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取組を行いながら、地域における支援体制の強化を推進していきます。

施策・事業名	内容	主体
避難行動要支援者に対する支援体制の充実	・町内の事業者等と協力し、平常時の見守りや災害時の物資支援など、優先的な供給体制を整えます。 ・各自治会を通じて、「手上げ方式」や「同意方式」によって避難支援希望者の登録を進めます。	協働安全室 福祉室
障害者に対する防災・災害時避難の対策の推進	・自助、互助の助けあいを基本とした避難行動要支援者の支援計画を作成します。 ・避難に関する情報伝達体制の整備や、プライバシーに配慮した情報の共有・活用を推進し、具体的な避難支援体制の構築を目指します。	協働安全室 福祉室
地域における防災訓練の支援	消防団、ボランティア協会の協力を得て各自治会の訓練で炊き出し等の協力支援を行います。	協働安全室
福祉避難所等の充実	「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン(日本赤十字社監修)」に基づき、福祉避難所の指定拡充を進め、避難行動要支援者の支援体制を強化します。	協働安全室 福祉室

施策・事業名	内容	主体
総合的な防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、食料などの備蓄や避難場所・防災無線の整備、ハザードマップによる啓発、関係機関・団体との連絡体制の確保など、迅速かつ的確な災害対応体制の整備に努めます。 ・「よしおか支え愛マップ」※の作成を推進し、地域の共助力を高めます。 	協働安全室 社協
災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	災害発生時に、地域住民とセンターが連携し、支援を必要とする住民につなぐ体制の強化並びにボランティアが適切な支援を提供できるように、迅速かつ円滑なセンター運営及び災害ボランティアに対する意識を高めるための訓練を検討し実施します。	協働安全室 社協

(2) 感染症等に対応した取組

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、適切な情報提供や必要な生活支援を行います。

施策・事業名	内容	主体
わかりやすい情報提供	情報の受け取り方は人それぞれ異なるため、届きやすいよう多様な方法で情報提供に努めます。	健康づくり室
サービス事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害福祉サービス事業所と連携し、感染症防止策を周知するとともに、研修や訓練を通じてサービスの継続体制を整えます。 ・感染症発生時には情報提供や代替サービス確保の支援に努めます。 	介護高齢室
感染症対策に配慮した地域福祉の推進	・感染症の影響下においても、在宅での不活発な生活の長期化による心身機能の低下に対応するため、自宅等においても取り組める活動の周知を行います。	介護高齢室

※ よしおか支え愛マップ:高齢者世帯や障害者などで支援を必要としている人を地域ぐるみで支え合うため、住民自らが地図に関係性などの情報を書き込んで見える化するもの。

施策9:安全で暮らしやすい生活環境の充実

バリアフリーの推進や公共交通網の充実により、高齢者や障害者など誰もが外出しやすい環境の整備に努めます。また、防犯対策など、住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、すべての住民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリーを推進し、ユニバーサルデザイン※の視点から整備を進めます。

施策・事業名	内容	主体
公共施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインに配慮して、計画的に公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に取り組みます。	都市建設室 用地管理室
人にやさしいまちづくり・移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などが安心して外出し、身近な場所で憩い、かれあうことができる人にやさしいまちづくりの推進に努めます。 ・障害者の状況や外出目的等に応じて、移動を支援するための事業を推進していきます。 	企画室 福祉室
バリアフリー等に関する普及・啓発	公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	福祉室
意思疎通支援事業の推進	手話通訳者や要約筆記者等の派遣を実施し、意思疎通を図ることに支障がある町民住民の意思疎通の円滑化に努めます。	福祉室

※ ユニバーサルデザイン:国籍や年齢、性別や障害の有無などに関係なく、すべての人が利用しやすい「まち」や「もの」などをつくるという考え方。

(2) 防犯体制の充実

住民の防犯意識を高め、地域の防犯協会や警察など関係機関との連携のもと、犯罪を未然に防止するための啓発活動を行います。

施策・事業名	内容	主体
地域における子どもの見守り活動の推進	子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、各校に協力など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取組を進めます。	協働安全室 学校教育室 生涯学習室
防犯教育の充実	学校において、避難訓練や安全教育、家庭への不審者情報のタイムリーな周知などを徹底しています。	学校教育室
子ども安全協力の家	・子どもが、登下校時などに身の危険を感じたときや、交通事故や体調不良などにより助けを求めたときなどの避難場所を提供しています。 ・各校に協力を呼びかけ、さらなる充実を図ります。	生涯学習室
消費者被害等に関する意識啓発	高齢者や障害者等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。	協働安全室 産業振興室
障害者の消費者トラブルの防止・防犯対策の推進	・地域での理解や協力を得ながら防犯活動の充実を促すとともに、未然に防ぐことができるよう防犯知識の周知や情報提供を行っていきます。 ・早期発見や事後の苦情・相談体制についても関係機関との連携により強化を図ります。	協働安全室 産業振興室
自主防犯活動の推進	防犯委員や青少年育成推進員の活動などにより、地域の自主防犯活動を推進します。	協働安全室 生涯学習室
犯罪防止活動の推進	地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」や学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。	福祉室 学校教育室 社協

基本目標4 切れ目のない支援体制をつくる

主なSDGs
関連指標



《住民福祉座談会の意見》

- 子ども会、自治会などでの交流や情報を得られる機会が少ない。
- 交流の場や買い物に行きたくても、交通手段がなく困っている。
- 認知症の方や老々介護が増え、民生委員だけでは見守りが難しい。
- 罪を犯した人への地域の対応が大切。

《基本施策と具体的な施策》

施策10 各種サービスの適切な利用の促進

- (1)情報提供の充実
- (2)包括的な相談支援体制の充実
- (3)サービス提供基盤の充実・質の向上

施策11 生活支援サービスの充実

- (1)外出等の日常生活の支援
- (2)生活を支える各種福祉サービスの充実
- (3)地域における支えあい制度の推進

施策12 権利擁護の推進

- (1)人権啓発・人権教育の推進
- (2)虐待やDV防止の取組
- (3)成年後見制度等の利用促進(吉岡町成年後見制度利用促進基本計画)

施策13 誰ひとり取り残さない取組の推進

- (1)生活困窮者の自立支援
- (2)制度の狭間となる人への支援
- (3)再犯防止支援(吉岡町再犯防止推進計画)

施策14 福祉関係等事業所間の連携

- (1)福祉関係等事業所間の連携体制の構築
- (2)社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

■指標

指標名	単位	実績値・目標値	
		第2期計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
DVの防止に係る研修会の開催又は参加回数	回	7	8

施策10:各種サービスの適切な利用の促進

支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを利用できるように情報提供や相談支援を充実するとともに、介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービスの基盤整備と質の向上に努めます。

(1) 情報提供の充実

福祉サービスや支援が必要な高齢者や障害者をはじめ、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員など地域で福祉活動を行う団体等と連携し、地域のネットワークを介した情報提供を推進します。

施策・事業名	内容	主体
わかりやすい情報提供	<p>・町の広報紙やホームページ、社協だより、社協ホームページ、SNSなど、さまざまな媒体を活用し、複雑な福祉サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>・ホームページを利用するすべての人が情報に支障なくアクセスできるよう、アクセシビリティの確保・向上を目指します。</p>	企画室 介護高齢室 福祉室 子育て支援室 社協
情報のバリアフリー化	情報のバリアフリー化として、視覚・聴覚に障害のある人や高齢者など、受け手に応じた情報提供手段を選び、必要な人に必要な情報を届けます。	企画室 介護高齢室 福祉室 社協

(2) 包括的な相談支援体制の充実

住民が地域の身近なところで相談することができるよう、民生委員・児童委員などと連携した相談体制の充実や専門機関などの相談窓口の周知を図ります。

施策・事業名	内容	主体
地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者本人だけでなく家族などからの相談にも対応しています。これらの相談機能の充実と周知を図るとともに、地域の関係機関や団体と連携し、各種サービスや社会資源を効果的に活用できる地域ネットワークの構築を進めていきます。	介護高齢室 社協
子育て世代包括支援センター	安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた、途切れのない寄り添った相談体制を充実します。相談には専門職(保健師・管理栄養士・看護師・心理士)が対応します。	健康づくり室 子育て支援室
障害者に対する相談支援・サービス利用支援	・障害者が身近な地域で、悩みや生活課題について相談できるようにするとともに、障害者施策やサービスの情報を理解し、自らの意志で適切な支援を受けられる相談支援体制の充実を図ります。 ・障害者自身の高齢化や介助者である家族の高齢化に対応し、介護保険制度への円滑な移行や、地域包括支援センター等との連携強化にも取り組みます。	福祉室
民生委員・児童委員の活動支援	地域福祉の担い手として、支援の必要な人と地域や関係機関などとの「橋渡し」の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり、身近な相談者となるよう支援します。	社協
社協出張相談の実施	地域の集会所等にて、社協専門職を中心とし、自治会役員や民生委員・児童委員の協力のもと、出張相談を実施します。	社協
なんでも福祉相談事業の利用促進	・なんでも福祉相談事業(群馬県ふくし総合相談支援事業)では、家庭で起こる複雑でさまざまな困りごとに対応するため、子どもから高齢者まで、生活や福祉の悩みを受け付ける窓口を設けています。 ・町では相談窓口の周知と利用促進に取り組みます。	社会福祉法人
各種生活相談の充実	住民の様々な生活課題に対して気軽に相談ができるように、「地域包括支援センター」「人権・行政・無料法律相談」等の充実を図ります。	介護高齢室 福祉室 社協

施策・事業名	内容	主体
相談員の充実	各種研修への参加や、ネットワーク強化によって福祉専門職が相談支援技術を高めることで、住民が安心して相談できる体制を整えていきます。	介護高齢室 福祉室 健康づくり室 子育て支援室 社協

(3) サービス提供基盤の充実・質の向上

多くの福祉サービスを担う民間事業者と連携しながらサービス提供体制を整えるとともに、サービスの質の向上の促進に努めます。

施策・事業名	内容	主体
サービス事業者との連携	介護サービスや障害福祉サービス事業者との情報の交換など、連携体制の確保に努め、サービスの質の向上を推進します。	介護高齢室 福祉室
多様な保育サービスの提供	保護者の多様化した就労などに対応し、就学前保育や幼児期の教育、吉岡町学童クラブの充実に努めます。	子育て支援室
福祉サービス第三者評価制度の受審促進	町内の福祉サービスの提供者に対して群馬県社会福祉協議会が行っている福祉サービス第三者評価制度の受審を促進します。	介護高齢室 子育て支援室
介護保険サービスの質の向上	・サービス事業者との連携により、サービスの質の向上に取り組みます。 ・苦情窓口等に関する周知を図り、適切に対応をしていきます。	介護高齢室

施策 11:生活支援サービスの充実

介護保険や障害者に対する法的なサービスでは十分に対応ができない一人暮らし高齢者や障害者及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。

(1) 外出等の日常生活の支援

高齢者や障害者が通院や買い物等に外出できるよう、公共交通の利便性向上に向けた取り組みにより、閉じこもりを予防し、生活しやすい町を目指します。

施策・事業名	内容	主体
移送サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし又は高齢者世帯等の方で、通院や買い物などの交通手段がない方に対して、在宅生活の継続ができるように支援します。 高齢者のみの世帯が増加し、ニーズが高まっていることから、協力ボランティアの確保に努めます。 	社協
福祉車両貸出し事業	高齢又は障害で歩行が困難な方や肢体不自由により車いすを使用している方等に、リフト付き自動車の貸出しを行い、快適な外出の機会を増やします。	社協

(2) 生活を支える各種福祉サービスの充実

日常生活の支援のためサービスの充実を図ります。

施策・事業名	内容	主体
高齢者の在宅の暮らしを支える支援	介護保険制度では十分に対応ができない生活上の支援が必要な一人暮らし高齢者や家族介護者に対して、「紙おむつ購入助成事業」「日常生活用具給付」「福祉機器貸出し事業(社協)」等の支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。	介護高齢室
子育て世帯の育児負担の軽減	吉岡町学童クラブや各種事業、産前・産後訪問事業等を活用し、育児負担の軽減に努めます。	健康づくり室 子育て支援室
障害者の地域生活を支えるサービスの充実	グループホーム等の居住の場の確保・拡充や、緊急時や一時的な休息、医療ケアに対応できるサービス等の充実を図り、地域移行の促進や、家族の高齢化に対応するための体制整備に努めます。	福祉室
家庭における子育て支援	子どもや子育てについての悩みや不安の軽減、解消のために、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた相談・情報提供や、保護者の学習機会・交流の機会の充実を図ります。	健康づくり室 子育て支援室

(3) 地域における支えあい制度の推進

地域住民の「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」をつなぐ仕組みを強化します。

施策・事業名	内容	主体
介護予防・日常生活総合支援事業の推進	要介護には至らないものの、日常生活に一部支援が必要な方に対し、地域住民の協力を得ながら生活支援を行う仕組みを生活支援体制整備事業等とも連携しながら整備します。	介護高齢室 社協
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の推進	子育て援助活動支援事業は、児童の預かりなどの援助を希望する人(お願い会員)と、援助を行いたい人(まかせて会員)との相互援助活動について、連絡や調整を行う事業です。本町では、渋川市、榛東村と合同で「しづかわファミリー・サポート・センター」を実施しており、提供会員を増加させるためのPR等を強化します。	子育て支援室

施策 12:権利擁護の推進

差別や権利を侵害する要因の除去に努め、権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体でつくっていきます。

(1) 人権啓発・人権教育の推進

年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず誰もが尊重される社会の実現に向けて、権利意識の醸成に努めます。

施策・事業名	内容	主体
心のバリアフリーの推進	人権作文集「明るい吉岡町」の作成等により人権について理解を深め、心のバリアフリーを推進します。	生涯学習室
障害者に対する理解と差別解消	障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念といった物理的及び意識上の障壁や差別を解消するため、障害者及び障害の特性について、多様な啓発広報活動や研修、福祉教育を推進します。	福祉室
子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利を尊重する意識を広め、権利擁護の体制を整備します。	学校教育室 生涯学習室

(2) 虐待やDV防止の取組

高齢者・障害者・児童等に対する虐待防止関連法にもとづき、それぞれの支援会議を開催し、虐待の予防に向けた普及啓発を進めます。また、虐待が発生した際には迅速に対応できる体制づくりに努めます。

施策・事業名	内容	主体
虐待防止等に関する啓発	高齢者や障害者、子ども等に対する虐待の定義、認知症やDVなどへの理解を進めるための啓発を行います。	介護高齢室 福祉室 子育て支援室
虐待防止・早期対応のための支援体制の強化	<p>○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 ・効率的かつ効果的に高齢者の実態把握を行い、支援が必要な方を見つけて総合相談につなげます。</p> <p>・適切な支援や継続的な見守りを行い、問題の再発を防止するため、定期的な高齢者虐待防止ネットワーク協議会の開催や、必要に応じた実務者会議を実施します。</p> <p>○障害者虐待防止センター 渋川市、榛東村と共同で設置した「障害者虐待防止センター」(特定非営利相談活動法人渋川広域障害者保健福祉事業者協議会へ事業委託)を中心に、虐待防止に向け、情報の収集や啓発に努めます。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会 ・子どもへの虐待を防ぎ、早期に発見できるよう努めるとともに、相談や支援を通じて保護者の不安を和らげます。</p> <p>・関係機関とのさらなる連携を図ります。</p>	介護高齢室 福祉室 子育て支援室

(3) 成年後見制度等の利用促進

【吉岡町成年後見制度利用促進基本計画】

①目的

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が十分でない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支えるための制度ですが、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、その適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とし、『吉岡町成年後見制度利用促進基本計画』を策定します。

②位置づけ

『吉岡町成年後見制度利用促進基本計画』は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に示された、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたります。

また、計画の期間について、『第3期吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

③取組等

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。

施策・事業名	内容	主体
日常生活自立支援事業	認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で自立して生活できるよう、介護保険サービスや生活支援サービスの利用支援や、日常的な金銭管理の支援を行います。	社協
ネットワークづくり	成年後見制度推進のため中核機関である成年後見支援センター(社協)として地域連携ネットワークの体制を構築します。	介護高齢室 福祉室 社協
成年後見制度に関する普及啓発	住民の権利擁護意識を高め、また、成年後見人制度の理解促進を図るため、広報紙や啓発動画により成年後見制度に関する普及啓発を行います。	介護高齢室 福祉室 社協
成年後見制度に関する相談支援	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援、定期的な専門職相談につなげます。	介護高齢室 福祉室 社協

施策・事業名	内容	主体
成年後見制度利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない高齢者や障害者に係る町長申立てや低所得の高齢者や障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。 ・関係者向けに積極的に制度の周知を図り、利用を促進します。 	介護高齢室 福祉室 社協
親族後見人等に対する支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。	介護高齢室 福祉室 社協
市民後見制度の普及	成年後見制度における後見人のなり手不足の解消に向けて、親族や専門職だけでなく、同じ地域に住む住民が市民後見人として活動できる仕組みを構築できるよう、ニーズの把握や制度の周知に努めます。	介護高齢室 福祉室 社協
法人後見人の普及と活用	障害者等支援の長期化が想定される場合、切れ目なく支援が提供できるよう、関係機関との連携構築に努めます。	介護高齢室 福祉室 社協
成年後見制度利用促進・連携協議会の発展	司法、医療、福祉等の関係団体及び関係機関と連携協力し、適切な権利擁護支援につなげる地域連携ネットワークを構築、地域課題の検討、解決、個別ケース会議の開催を行います。	介護高齢室 福祉室 社協

施策 13:誰ひとり取り残さない取組の推進

年齢や立場、置かれた状況にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域の実現に向けて、さまざまな生きづらさを抱える人を支える取り組みを進めます。

(1) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮にいたるリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護にいたる前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、生活困窮者の自立を支援します。

施策・事業名	内容	主体
生活困窮者等の把握	潜在的困窮者(すでに困窮している人)や困窮リスクが高い人(これから困窮しそうな人)の把握を、様々な事業の機会を活用するなど適切な方法を検討して実施します。	福祉室 社協
関係機関との連携による自立促進	・生活困窮者や低所得者の適切な保護に努めます。 ・群馬県社会福祉協議会、ハローワーク(公共職業安定所)等と連携し、自立を支える相談体制の充実に取り組みます。	福祉室 社協
生活資金等の貸付	生活資金等について、「生活福祉資金貸付事業」「善意銀行貸付事業」等による支援を行います。	社協
住居の確保のための取組	住宅確保が難しい低所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などに対しては、民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とするため、関係機関と連携して支援を行います。	福祉室 都市建設室 社協
子どもの貧困対策	・児童手当の支給や医療費・保育料の助成などを継続しつつ、国や県に制度の充実を要望し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。 ・中学生への学習支援について、群馬県から委託を受けたNPO法人(ボランティア)と連携していきます。	福祉室 子育て支援室 社協

(2) 制度の狭間となる人への支援

ひきこもり状態にある人や若年無業者※など、日常生活や社会参加、就労に向けて困難を有する人の中には、既存の制度に明確に位置づけられていないものの、何らかの支援を必要とする人がいます。

こうした制度の狭間にある人への対応について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができるよう、保健・医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

施策・事業名	内容	主体
(再掲)なんでも福祉相談事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・なんでも福祉相談事業(群馬県ふくし総合相談支援事業)では、家庭で起こる複雑でさまざまな困りごとに対応するため、子どもから高齢者まで、生活や福祉の悩みを受け付ける窓口を設けています。 ・町では相談窓口の周知と利用促進に取り組みます。 	社会福祉法人
精神保健傾聴事業： 心の休憩所 ～Tsubomi～	心に不安を抱え不登校やひきこもりの状態にある者又はそのおそれがある者及びその家族に対し、不登校・ひきこもりサポートカウンセラーによる傾聴セラピーの場を設け、不安の軽減を図り、ひとりひとりの安心できる外の世界、つどいの場となるよう、各種関係機関と協力しながら推進します。	健康づくり室 社協
孤独・孤立対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立の問題に関する相談窓口の周知や、問題についての理解の醸成を図ることで、問題を抱えた人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。 ・孤独・孤立の問題を抱えている人がつながりを実感できる地域づくりを進めるとともに、潜在的な課題を抱える人の発見や適切な対応策を検討します。 	福祉室
ヤングケアラー支援	家事・介護などを日常的に行う概ね18歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図るために、支援を必要とする家庭へ職員による訪問等を実施します。	福祉室 子育て支援室 学校教育室
困難を抱える女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な困難を抱える女性が安心して相談できる窓口を整備し、生活・就労・子育てなどの課題に応じた支援や情報提供を行います。 ・関係機関との連携を図り、必要なサービスや支援につなげる体制づくりに努めます。 	福祉室

※ 若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(3) 再犯防止支援

【吉岡町再犯防止推進計画】

①目的

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えることがあります。そのような人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるように継続的な支援と、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

②位置づけ

『吉岡町再犯防止推進計画』は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に示された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」にあたります。また、計画の期間について、『第3期吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理をおこないます。

③取組等

再犯防止のためには、社会復帰をするための支援と受け入れの体制づくりが重要であることから、保護司会と連携し、更生保護や犯罪防止活動を展開していきます。

■就労・住居の確保等

施策・事業名	内容	主体
協力雇用主登録促進事業	罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、ハローワークなど、関係機関と連携し協力雇用主の登録促進を図ります。	福祉室
住居の確保	罪や非行を犯した人であるか否かに関わらず、だれもが利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による住居確保支援を実施します。	福祉室

■学校等と連携した就学支援の実施のための取組

施策・事業名	内容	主体
(再掲)犯罪防止活動の推進	地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」や学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。	福祉室 学校教育室 社協

■民間協力者の活動の促進等のための取組

施策・事業名	内容	主体
更生保護活動の支援	保護司会(福祉室)や更生保護女性会(社協)の協力のもと、更生保護活動の普及・啓発を支援します。	福祉室 社協

■再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

施策・事業名	内容	主体
再犯防止に関する意識醸成・周知啓発	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域力を高めるため、社会を明るくする運動等を支援し、再犯防止に関する意識醸成を図ります。	福祉室 社協

施策 14:福祉関係等事業所間の連携

社会福祉法人は、地域での公益的な取組を行う役割があり、特定の社会福祉事業にとどまらず、地域のさまざまな生活課題や福祉ニーズに、総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。加えて、福祉サービスを提供する事業者には、良質なサービスを提供することに加え、地域の一員として地域活動や社会貢献に関わっていくことが期待されています。

町や社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてこれらの関係機関をつなぎ、取り組みを進めています。

(1) 福祉関係等事業所間の連携体制の構築

高齢、障害、児童など福祉の各分野の相談支援機関や事業所が顔の見える関係を構築することで、多機関の協働による包括的な支援体制を構築します。

施策・事業名	内容	主体
地域ケア会議※の充実 (高齢者)	地域ケア会議を開催することにより、個別ケースや生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。	介護高齢室 社協
自立支援協議会の開催 (障害者)	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて地域課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を進めています。	福祉室
連絡協議会の設置を検討	地域の社会福祉法人をはじめ、福祉関係等事業所との連絡協議会を設置し、情報共有や社会資源の開発を進めています。	社協
共同イベントの検討	福祉関係事業所等と福祉イベントの開催を検討します。	社協

※ 地域ケア会議:保健、医療、福祉・介護関係者により構成し、介護予防・生活支援サービス、介護サービス等の調整及び総合的な推進を図る。

(2) 社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

社会福祉法人には「地域における公益的活動」や「地域公益事業(地域貢献活動)」への取り組みが求められており、加えて、近年では株式会社やNPO法人など多様な主体が福祉サービスに参入し、社会貢献活動も広がっています。こうした社会貢献事業等との連携を強化し、多様化・複雑化する福祉ニーズに応えるとともに、多様な主体を巻き込んだ地域共生社会の実現を目指します。

施策・事業名	内容	主体
社会福祉法人の地域公益事業の推進	社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定を支援するとともに、地域公益事業のさらなる推進を図ります。	福祉室
企業による地域貢献事業の推進	民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、イベントの共催、各種事業における連携体制の構築を図ります。	企画室 社協

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていくということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

(1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

(2)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動を展開していきます。

(4)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、健康福祉課と社会福祉協議会事務局を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

資料編

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容等
令和6年8月21日(水)	<p>第1回 吉岡町地域福祉計画検討委員会・吉岡町地域福祉活動計画検討委員会 【議事】</p> <p>(1) 吉岡町第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の策定について (2) 令和6年度のスケジュール(案)について (3) アンケート調査票(案)について</p>
令和6年9月～10月	<p>地域福祉に関するアンケート調査の実施 【概要】</p> <p>対象者:吉岡町の住民 配布数:1,500件 回収数:575件(回収率38.3%)</p>
令和7年6月	<p>住民福祉座談会の実施 【概要】</p> <p>6月6日(金) 駒寄、漆原西、漆原東地区 30名 6月13日(金) 北下、南下、陣場地区 25名 6月14日(土) 小倉、上野田、上野原、下野田地区 31名 6月21日(土) 大久保寺下、大久保寺上、溝祭地区 23名</p>
令和7年8月20日(水)	<p>第2回 吉岡町地域福祉計画検討委員会・吉岡町地域福祉活動計画検討委員会 【議事】</p> <p>(1) 計画の策定にあたって (2) アンケート調査結果報告について (3) 住民福祉座談会実施結果報告について (4) 第2期吉岡町地域福祉計画・吉岡町地域福祉活動計画の進捗・評価について (5) 次期計画の方向性について</p>
令和7年10月22日(水)	<p>第3回 吉岡町地域福祉計画検討委員会・吉岡町地域福祉活動計画検討委員会 【議事】</p> <p>(1) 計画素案について</p>
令和7年12月16日(火)	<p>第4回 吉岡町地域福祉計画検討委員会・吉岡町地域福祉活動計画検討委員会 【議事】</p> <p>(1) 計画素案について</p>

2 吉岡町地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成26年10月1日

訓令第53号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、住民参加型の地域福祉活動を推進する吉岡町地域福祉計画の策定及び策定後の管理等を行うに当たり、有識者等の意見を聴取し、及び意見を交換し、専門的知識や意見を反映させることを目的として、吉岡町地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員13名以内で組織する。

2 町長は、次に掲げるもののうちから委員を委嘱する。

- (1) 議会代表
- (2) 自治会連合会代表
- (3) 老人クラブ代表
- (4) 食生活改善推進員代表
- (5) 民生委員児童委員代表
- (6) 身体障害者自立更生会代表
- (7) 母子保健推進委員代表
- (8) 福祉施設代表
- (9) ボランティア協会代表
- (10) 保護司会代表
- (11) 教育委員会代表
- (12) 社会福祉協議会代表
- (13) 行政機関代表

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、事務局が招集する。

2 会議の進行を行わせるため、会議に座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後、最初に招集される会議は、町長が招集する。

附則(平成28年訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和元年訓令第80号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和6年訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和6年訓令第56号)

この訓令は、公布の日から施行する。

3 吉岡町地域福祉活動計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は社会福祉法第109条の規定に基づき、吉岡町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定及び策定後の管理等を行うに当たり、有識者等の意見を聴取し、及び意見を交換し、専門的知識や意見を反映させることを目的として、吉岡町地域福祉活動計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。2 吉岡町地域福祉活動計画は吉岡町(以下「町」という。)が社会福祉法第107条の規定する吉岡町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)と共同して作成する。

(委員会)

第2条 委員会委員は、吉岡町地域福祉計画検討委員(以下「計画検討委員」という。)に委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画策定完了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、事務局が招集する。

2 会議の進行を行わせるため、会議に座長を置く。

3 座長は、第2条1項の規定により計画検討委員の座長をあてる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉計画策定委員会の事務局である介護福祉課に置き、業務は町と社協が協議して処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、活動計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

4 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿

(敬称略)

No.	所属・役職	氏名	備考
1	吉岡町議会文教厚生常任委員会 委員長	小林 静弥	令和7年4月まで
		藤多 ゆかり	令和7年5月から
2	吉岡町自治会連合会 会長	須藤 利仁	
3	吉岡町老人クラブ連合会 会長	近藤 保	
4	吉岡町食生活改善推進連絡協議会 副会長	長塩 三枝子	令和7年4月まで
		岸 博美	令和7年5月から
5	吉岡町民生委員児童委員協議会 会長	本多 はるみ	令和7年11月まで
		斎藤 正明	令和7年12月から
6	吉岡町身体障害者自立更生会 会長	佐藤 真一	
7	吉岡町母子保健推進委員会 会長	森田 和子	令和7年4月まで
		中島 啓子	令和7年5月から
8	社会福祉法人薰英会薰英荘 施設長	大林 喬充	
9	吉岡町ボランティア協会 会長	高村 康子	
10	吉岡町保護司会 会長	榎原 久雄	
11	吉岡町教育委員会 委員	石田 利久	
12	吉岡町社会福祉協議会 理事	中村 澄子	令和7年6月まで
		馬場 敦子	令和7年7月から
13	吉岡町健康福祉課 課長	一倉 哲也	

第3期 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年3月

発 行 吉岡町・社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会

企画・編集 吉岡町健康福祉課 福祉室

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

T E L 0279-54-3111 (代表)

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会

〒370-3604

群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 1333 番地 4

T E L 0279-54-3930